



神奈川県連合町内会自治会連絡協議会 (4月定例会)



日時：令和8年4月17日（金）午後1時30分から

1 岐部会長あいさつ

2 鈴木区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

自治会町内会長 各位

神奈川県連合町内会自治会連絡協議会の令和8年4月定例会を開催いたしましたので、参考までに資料をお送りします。

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川県警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川県警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川県消防署)

4 議題

- (1) 令和8年度日本赤十字会費の募集について
【協力依頼】(神奈川県社会福祉協議会)
- (2) ハザードマップの更新について
【情報提供】(防災・危機管理統括本部地域防災課)
- (3) 山下ふ頭再開発に係る市民意見募集の実施について
【情報提供】(港湾局山下ふ頭再開発調整課)
- (4) 令和8年度初期消火器具整備費補助事業について
【情報提供】(神奈川県消防署)
- (5) かながわ支え愛プラン(第5期神奈川県地域福祉保健計画)区(全体)計画について
【情報提供】(福祉保健課)

- (6) 地域ケアプラザ等の福祉・保健の窓口相談時間変更について
【情報提供】(福祉保健課)
- (7) 神奈川区・横浜市保健活動推進員だよりについて
【情報提供・掲出依頼】(福祉保健課)
- (8) 横浜グリーンエクスポの横浜市の取組等について
【情報提供】(区政推進課)
- (9) 令和8年度「神奈川区共助推進事業」補助金について
【情報提供】(総務課)
- (10) 「緊急時情報受伝達システム」の登録情報の更新について
【情報提供】(総務課)
- (11) 令和8年度全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達試験の実施日程について
【情報提供】(総務課)
- (12) 令和8年度「3R・きれいなまちづくり」神奈川区推進功労者の推薦について
【推薦依頼】(地域振興課資源化推進担当)
- (13) 令和8年度はたふり誘導講習会(道路・交通政策局)の参加者募集について
【情報提供】(地域振興課)
- (14) 神奈川区スポーツ協会総会の開催について
【情報提供】(地域振興課)
- (15) 自治会町内会館整備について
【情報提供】(地域振興課)
- (16) 区民まつり出店募集について
【情報提供】(地域振興課)

※(2)・(3)・(4)・(6)・(8)・(15) は市連会からの議題です。

《5月定例スケジュール》

(地域振興課)

・令和8年度区連会総会の開催について

◇日 時：令和8年5月8日(金) 午後2時～

◇場 所：神奈川区役所 本館5階大会議室

・5月区連定例会の開催について

◇日 時：令和8年5月18日(月) 午後1時30分～

◇場 所：神奈川区役所 本館5階大会議室

・5月の配送便(白袋)について

5月の配送便は5月25日(月)までに送付予定です。



公式マスコットキャラクター トゥントゥンク

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027



1 令和8年度日本赤十字会費の募集について

協力依頼

令和8年5月から実施予定の日本赤十字社会費募集につきましてご依頼いたします。

令和8年度も、例年同様実施いたしたく各自治会町内会のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

赤十字会費募集関係資材（議案書・チラシ・ポスター等）は各自治会町内会あてに送付いたしますので、ポスターの掲示等ご協力賜りますようお願い申し上げます（4月下旬を予定）。

なお、令和7年6月実施の「配布希望数アンケート」にて資材発送先を会長宅とされている場合、令和8年3月16日時点で区役所に報告されている会長のご自宅へ送付いたします。

この間、会長が交代されている場合は、お手数ですが新会長へお渡しいただきますようお願い申し上げます。

なお、送付する資材の数量は、令和7年6月実施の「配布希望数アンケート」における回答数（ご回答がなかった場合は前年度と同数）に基づきご用意いたします。

また、自治会町内会ごとに設定している目安額（総額）は、令和8年3月16日時点の世帯数を基準に算出しています。実際の会費募集にあたっては最新の世帯数で結構です。

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：菅原 電話：311-2014 FAX：313-2420

2 ハザードマップの更新について

情報提供

この度、横浜市が公表している「浸水ハザードマップ」のうち、「内水面（内水ハザードマップの地図面）」と「情報面」など一部の内容を更新しました。

各区役所、土木事務所や全世帯への配布を行いますので、ご承知おきください。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに關係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

防災・危機管理統括本部 地域防災課 担当：寒河江・神田

電話：671-3456 FAX：641-1677

3 山下ふ頭再開発に係る市民意見募集の実施について

情報提供

山下ふ頭再開発の方針として取りまとめた「事業計画案」について、市民のみなさんから広く意見をいただくための市民意見募集を5月31日まで行っていますので、周知をお願いします。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

港湾局 山下ふ頭再開発調整課 担当：藤原 電話：671-7314 FAX：550-4961

4 令和8年度初期消火器具整備費補助事業について

情報提供

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

各自治会・町内会で申請を行う場合は、神奈川消防署にご相談の上、申請書類を作成し、9月30日（水）までに申請を行ってください。

事業期間：令和8年9月30日（水）まで

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

神奈川消防署 総務・予防課 担当：黒田・山口

電話：316-0119 FAX：316-0119

5 かながわ支え愛プラン（第5期神奈川区地域福祉保健計画） 区（全体）計画について

情報提供

かながわ支え愛プラン（第5期 神奈川区地域福祉保健計画）の策定にあたり、地域の皆さまには多大なるご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

皆さまのお力添えにより、区（全体）計画・地区別計画ともに第5期計画が完成し、令和8年4月から始動いたしました。

また、3月には地区別計画の掲示板への掲出にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

このたび、区（全体）計画の冊子が完成いたしましたので、本日お渡しいたします。

なお、冊子や地区別計画を追加でご希望される場合は、随時、各地区担当課長・係長までお申し付けください。

今後とも、地域福祉・保健の充実に向けて、変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【補足】計画冊子配布先

- ・区役所3階福祉保健課前ラック、区社会福祉協議会、各地域ケアプラザ、若竹苑
- ・神奈川区ホームページにも掲載

※資料は連長分のみ、席上に配布しています。

【問合せ先】

福祉保健課 事業企画担当：野村・目等・武山 電話：411-7136 FAX：316-7877

6 地域ケアプラザ等の福祉・保健の窓口相談時間変更について

情報提供

令和8年10月から、地域ケアプラザ等（※特養包括「若竹苑」を含む）の窓口相談時間を「月～土曜日の日中」に変更しますので、地区連合及び単位会の定例会等での情報提供をお願いいたします。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

■窓口相談時間変更の概要

・月～土曜日

（現在） 9～18時

（変更後） 9～17時 一時間くり上げ

・日曜日・祝日

（現在） 9～17時

（変更後） 窓口での相談対応無し（終日コールセンターで対応）

現在、夜間や休館日（年末年始等）はコールセンター（看護師等）で対応しています。変更後は、日曜日・祝日の日中についてもコールセンターで対応します。

変更の理由につきましては、配布資料をご覧ください。なお、開館時間（部屋の貸出）は、これまでどおり、変更はございません。

【問合せ先】

福祉保健課 事業企画担当：野村・山岸 電話：411-7136 FAX：316-7877

7 神奈川区・横浜市保健活動推進員だよりについて

情報提供
掲出依頼

神奈川区保健活動推進員会では、さまざまな活動を通じて、区民の健康づくりを推進しています。

このたび、区における保健活動推進員の活動を周知する目的に会報を発行しました。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてにお送りしますので、以下のとおりご対応をお願いいたします。

◇神奈川区保健活動推進員だより「あるく 14号」
掲示板への掲出（片面のみ）をお願いいたします。

◇横浜市保健活動推進員だより「第48号」
各自治会・町内会長様あてに1部お送りします。

【問合せ先】

福祉保健課 健康づくり係 担当：前田 電話：411-7138 FAX：316-7877

8 横浜グリーンエクスポの横浜市の取組等について

情報提供

3月19日に開催した「開催1年前発表会」で公表した横浜市の取組等についてお知らせします。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進課 担当：中島
電話：671-4627 FAX：212-1223

町の防災組織が行う共助による防災活動等を支援するために、防災啓発を目的とした講演会、防災施設見学又は防災資機材等の購入に対し、「神奈川区共助推進事業」補助金を交付します。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【昨年度からの変更点】

今年度から (1) 及び (2) を補助対象としました。((3) は7年度から継続)

- (1) 安否確認アプリ等の導入にかかる経費
- (2) 当該町の防災組織の区域内又は区域周辺において地震や風水害による被害が生じた又は生じる恐れがあるときに、自治会町内会館等を自主的な避難場所として活用することを目的に防災資機材を複数種類購入する場合にかかる経費
- (3) (1) 及び (2) を除く防災資機材等の整備及び防災活動等を行う場合にかかる経費

【交付額】

- (1) 補助の対象となる費用の10分の10 (上限25万円)
- (2) 補助の対象となる費用の4分の3 (上限25万円)
- (3) 補助の対象となる費用の3分の2 (上限25万円。ただし、過去3年間に本補助金の交付を受けた団体は上限15万円。)

【申請期限】

令和9年1月31日(日) ※窓口で申請する場合は1月29日(金)

【問合せ先】

総務課 防災担当：江口・福間・杉田 電話：411-7008 FAX：324-5904

10 「緊急時情報受伝達システム」の登録情報の更新について

情報提供

神奈川区では、「緊急時情報受伝達システム」より令避難指示などの情報を一斉にお知らせしています。

現在、緊急時情報受伝達システムには地区連合町内会長1名、自治会町内会は会長を含め最大3名までの登録をいただいています。

令和8年度に自治会町内会長等に変更が生じた場合には、登録情報の変更をお願いします。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

総務課 防災担当：高倉・福間・杉田 電話：411-7008 FAX：324-5904

11 令和8年度全国瞬時警報システム（Jアラート）全国一斉情報伝達試験の実施日程について

情報提供

横浜市では、災害時における情報伝達手段のさらなる充実のため、Jアラートの緊急情報などを放送する「防災スピーカー」を設置しています。

※Jアラートとは、国民保護情報、緊急地震速報、津波情報などの緊急情報を、国から人工衛星を通じて瞬時にお伝えするシステムです。

総務省消防庁等がJアラートを用いて、試験情報の受信及びスピーカーの起動を確認する目的で、防災スピーカーから訓練放送が流れる訓練を今年度中に4回実施する予定ですので、情報共有をいたします。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

総務課 防災担当：高倉・福間・佐土原 電話：411-7004 FAX：324-5904

12 令和8年度「3R・きれいなまちづくり」神奈川区推進功労者の推薦について

推薦依頼

プラスチックごみ・食品ロスの削減など、3Rの推進及び清掃活動・緑化活動など、街の美化の推進に功労のあった方々の日頃の活動に感謝の意を表するため、「3R・きれいなまちづくり」神奈川区推進功労者を表彰します。

つきましては、該当する個人又は団体を御推薦いただきますようお願いいたします。
なお、表彰式は6月の区連会終了後に実施します。

※連長までの推薦依頼です。

【推薦期限】

令和8年5月18日（月）

【提出先】

地域振興課資源化推進担当

【問合せ先】

神奈川区地域振興課 資源化推進担当 担当：片岡・太田

電話：411-7091 FAX：323-2502

13 令和8年度はたふり誘導講習会（道路・交通政策局）の参加者募集について

情報提供

「令和8年度はたふり誘導講習会」が横浜市道路・交通政策局主催で開催されます。

この講習会は、通学路における児童の見守り活動・はたふり誘導活動を行うために必要な知識を学べる機会となっております。

つきましては、参考までに4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

各自治会町内会において参加を希望する方を取りまとめのうえ、横浜市電子申請・届出システムよりお申し込みください。電子申請・届出システムでの申請が難しい場合は、地域振興課交通安全担当までご連絡ください。

【申込期限】

令和8年6月3日（水）17時まで

【問合せ先】

地域振興課 担当：松澤・段 電話：411-7095 FAX：323-2502

14 神奈川区スポーツ協会総会の開催について

情報提供

神奈川区スポーツ協会の総会を次のとおり開催します。

各地区連合町内会長様には参与として、単位町内会長様には賛助会員として、ご多忙とは存じますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【総会概要】

◇開催日時：令和8年5月18日（月）

◇会場：神奈川区役所本館5階大会議室

【問合せ先】

地域振興課 スポーツ担当：花岡・池田 電話：411-7093 FAX：323-2502

15 自治会町内会館整備について

情報提供

令和9年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費100万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和9年度予算編成に向けた事前申出を募集します。指定する期日までに必要書類を区役所地域振興課までご提出ください。（公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出が必要です）

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

市民局 地域活動推進課 担当：大内 電話：671-2317 FAX：664-0734

16 区民まつり出店募集について

情報提供

8年度区民まつりの出店にあたっては、優先基準を設け、事前に出店可能団体を確定したうえで、残り枠を公募とするか否かの検討を進めているところです。

つきましては、優先団体に該当する団体数の把握に向け、各地区連合及び自治会町内会において出店意向確認をお願いいたします。内容は下記のとおりです。

■ 回答期限

5月12日（火）までにご回答いただけますようお願いいたします。

■ 回答方法

メール（kg-matsuri@city.yokohama.lg.jp）もしくはFAX（045-323-2502）

【参考】 8年度神奈川区民まつり概要

- 1 日時：令和8年10月11日（日）10時～15時30分
- 2 会場：反町公園

【問合せ先】

神奈川区民まつり実行委員会 事務局（地域振興課）担当：狩野・若尾
電話：411-7086 FAX：323-2502

ハザードマップの更新について【周知依頼】

1 趣旨

この度、横浜市が公表している「浸水ハザードマップ」のうち、「内水面（内水ハザードマップの地図面）」と「情報面（情報の入手方法など）」など一部の内容を更新しました。
つきましては、以下のとおり、各区役所、土木事務所への配架及び全戸配布を行いますので、ご承知おきいただき、周知につきましてよろしくお願ひします。

2 お願ひしたいこと

- 【区 連 長】ご承知おきください。
- 【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。
- 【単位会長】定例会等で周知をお願いします。

3 更新・配布時期

- ・ ウェブサイトでの公開及び区役所や土木事務所での配架開始：6月から順次予定
- ・ 全戸配布の予定：年度内配布予定
- ※ 委託事業者によりポスティングで配布をさせていただく予定です。

4 更新の内容（以下「参考図」参照）

内水面（内水ハザードマップ）に参考図のとおり①～③の項目を追加記載

（参考図）

| 項目 | 本市の対応 |
|---------------------------|--|
| 浸水想定区域図に必要な項目（浸水想定区域、浸水深） | 現行のハザードマップに記載済 |
| 洪水予報等の伝達方法 | |
| 避難場所 ① | ハザードマップに追加記載 |
| 土砂災害警戒区域 ② | |
| 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等 ③ | 市ホームページに施設一覧掲載及びハザードマップに当該一覧の二次元コードを追加記載 |

想定条件
1時間で153mmの降雨
想定最大規模降雨

内水ハザードマップの更新イメージ

※ 今回の更新にあわせ、洪水面（洪水ハザードマップ）等の避難場所の表記などを修正している区もあります。

防災・危機管理統括本部地域防災課
担当 今野、寒河江
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

風水害時における避難場所について

- 災害時には、指定緊急避難場所以外に、地区センター、地域ケアプラザ等の公共施設、自治会町内会館を避難場所として開設する場合がありますので、避難する際は、必ず、市・区のホームページやテレビ（データ放送）等で開設されている避難場所をご確認ください。
 - 2か所以上の避難場所へ避難できるように、自分自身であらかじめ複数の避難経路を確認しておきましょう。
 - すでに浸水が始まっている場合などには無理に避難場所へ移動せず、浸水していない近くの高いところに避難してください。
- なお、神奈川区では浸水時の避難場所として、下記に示した指定緊急避難場所を優先して開設します。
- | | |
|------------------------|---|
| 特別警報級の台風が横浜市に上陸、接近する場合 | ①子安小学校、⑦浦島丘中学校、⑨神奈川小学校、⑩幸ヶ谷小学校、⑫神大寺小学校、⑬羽沢小学校 |
| 一般的な規模の台風が横浜市に接近する場合 | ⑦浦島丘中学校、⑨神奈川小学校、⑫神大寺小学校 |
- 神奈川区では、避難指示や避難場所の開設状況など、情報を収集できる自動音声案内を導入しています。電話:050-3196-3300


指定緊急避難場所一覧（切迫した災害の危険から逃れるための場所）

指定緊急避難場所[※]はあくまでも避難場所の候補であり、災害時は災害規模や状況によって開設場所を判断するため、すべての避難場所を開設するわけではありませんので、避難する際は、必ず、市・区のホームページやテレビ（データ放送）等で開設されている避難場所をご確認ください。

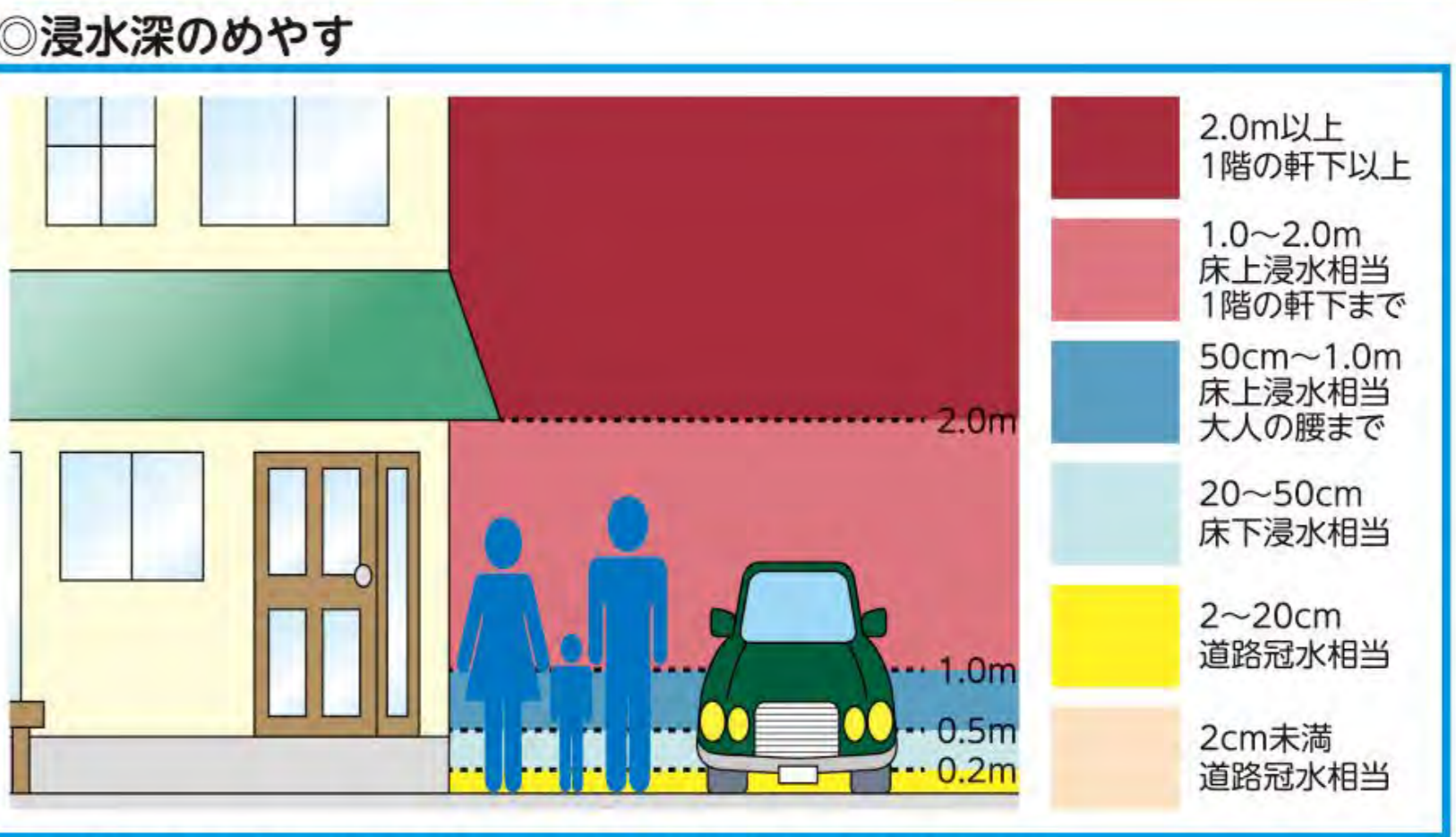
[※]指定緊急避難場所：災害対策基本法に基づいた、切迫した災害の危険から逃れるための一時的な避難場所です。災害種別（洪水や土砂災害など）ごとに指定しています。

| No. | 指定緊急避難場所 | 所在地 | 位置 | No. | 指定緊急避難場所 | 所在地 | 位置 |
|-----|----------|------------|-----|-----|----------|------------|-----|
| ① | 子安小学校 | 新子安1-36-1 | H-5 | ⑬ | 栗田谷中学校 | 栗田谷3-1 | F-6 |
| ② | 錦台中学校 | 西寺尾3-10-1 | H-4 | ⑭ | 青木小学校 | 桐畑17 | F-6 |
| ③ | 西寺尾第二小学校 | 西寺尾2-15-1 | H-4 | ⑮ | 松本中学校 | 三ツ沢下町30-1 | E-6 |
| ④ | 西寺尾小学校 | 西寺尾2-5-1 | H-4 | ⑯ | 三ツ沢小学校 | 三ツ沢中町4-17 | D-6 |
| ⑤ | 大口台小学校 | 大口仲町460 | G-4 | ⑰ | 斎藤分小学校 | 斎藤分34-1 | F-5 |
| ⑥ | 神奈川中学校 | 西大口141 | G-4 | ⑱ | 神橋小学校 | 六角橋2-34-19 | E-5 |
| ⑦ | 浦島丘中学校 | 白幡東町27-1 | G-5 | ⑲ | 南神大寺小学校 | 神大寺2-9-16 | E-5 |
| ⑧ | 白幡小学校 | 白幡上町11-1 | F-4 | ⑳ | 神大寺小学校 | 神大寺3-34-1 | D-5 |
| ⑨ | 神奈川小学校 | 東神奈川2-35-1 | G-6 | ㉑ | 六角橋中学校 | 六角橋5-33-1 | E-4 |
| ⑩ | 幸ヶ谷小学校 | 幸ヶ谷1-1 | F-6 | ㉒ | 中丸小学校 | 神大寺3-17-1 | D-5 |
| ⑪ | 二谷小学校 | 平川町11-1 | F-6 | ㉓ | 菅田の丘小学校 | 菅田町1386-2 | B-4 |
| ⑫ | 浦島小学校 | 浦島丘16 | G-5 | ㉔ | 旧菅田小学校 | 菅田町674 | B-4 |

要配慮者利用施設等の確認はこちら



凡例 (Explanatory Notes)



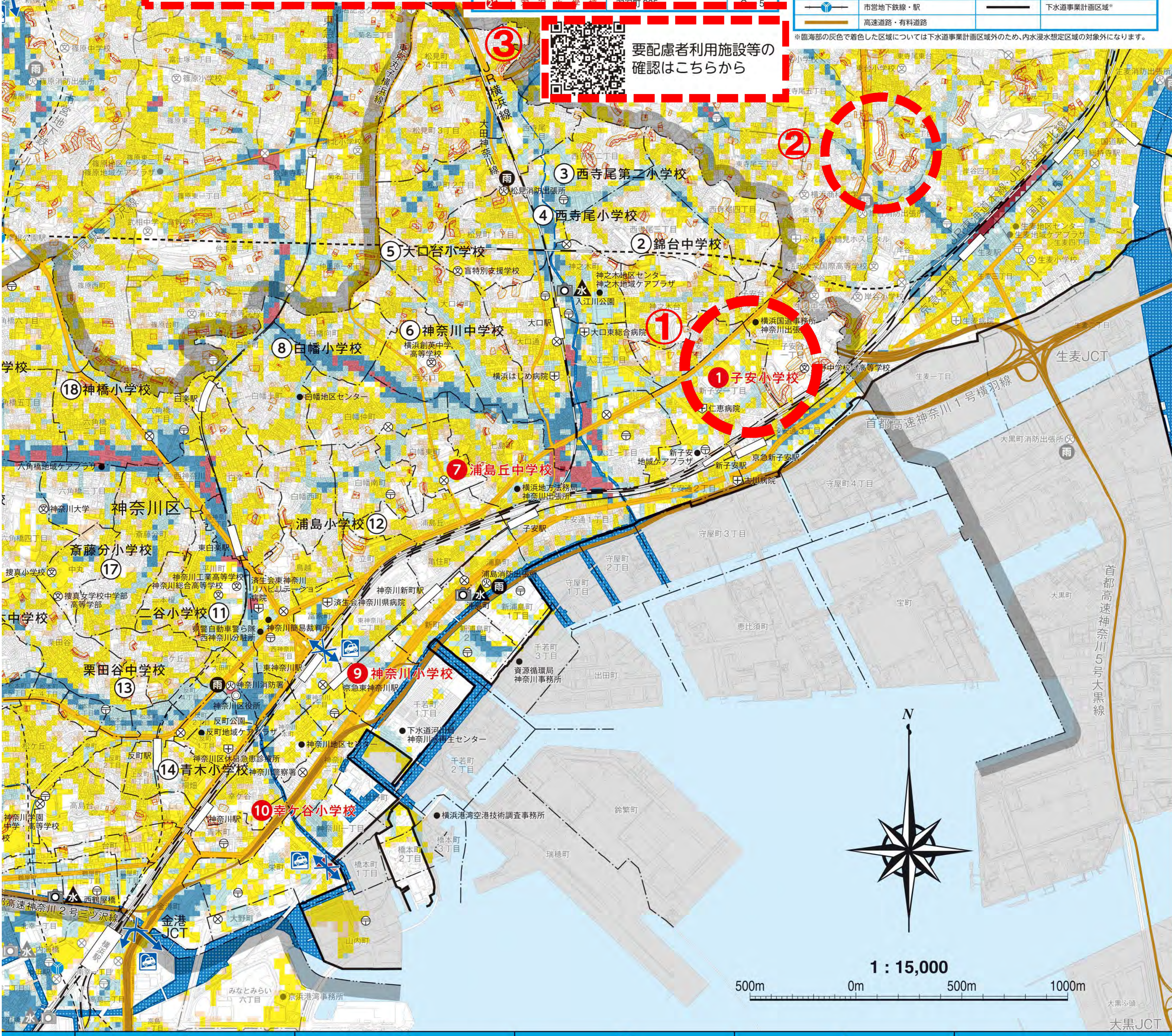
◎避難する際に注意する箇所

| | | |
|--|------------|---|
| | アンダーパス | 大雨時に雨水が急激に集中し、冠水して安全な通行に支障をきたすおそれがある場所（進入すると危険なため、冠水時は控えてください） |
| | 土砂災害特別警戒区域 | 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。 |
| | 土砂災害警戒区域 | 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。 |

河川、遊水池

| | | | |
|--|-----------|--|------------------------|
| | 都県界 | | 主要道路 |
| | 市区界 | | 指定緊急避難場所 |
| | 町丁目界 | | 雨量観測所 |
| | JR線・駅 | | 水位観測所 |
| | 私鉄線・駅 | | 河川監視カメラ |
| | 市営地下鉄線・駅 | | 下水道事業計画区域 [※] |
| | 高速道路・有料道路 | | |

※臨海部の灰色で着色した区域については下水道事業計画区域外のため、内水浸水想定区域の対象外になります。



山下ふ頭再開発に係る市民意見募集の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

山下ふ頭再開発の方針として取りまとめた「事業計画案」について、市民のみなさんから広く意見をいただくための市民意見募集を 5 月 31 日まで行っていますので周知をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和 8 年 4 月 7 日（火）～ 5 月 31 日（日）

(2) 提出方法

ア インターネット入力フォーム（横浜市電子申請・届出システム）

次の URL または二次元コードからアクセスし、横浜市電子申請・届出システムにお進みください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

【二次元コード】



横浜市ウェブサイト
市民意見募集

イ 郵送（リーフレット付属のはがき）

(3) リーフレット配架場所（4 月中旬以降順次配架）

市民情報センター（市庁舎 3 階）、各区役所広報相談係、行政サービスコーナー・図書館等の PR ボックス など

4 その他

広報よこはま 5 月号 はま情報にも掲載予定です。

5 参考資料

市民意見募集リーフレット

港湾局山下ふ頭再開発調整課

担当 武

電話 045-671-7314 /FAX 045-550-4961

メール kw-yamashita@city.yokohama.lg.jp

山下ふ頭再開発 事業計画案

市民意見募集 4/7～5/31



● 山下ふ頭の再開発について

山下ふ頭では、優れた立地と広大な開発空間を生かし、新しい時代の象徴となる持続可能なまちづくりにより、将来にわたる安定した活力の創出につなげていくことを目的とし、再開発の取組を推進しています。

● 事業計画案とは

事業計画案は、令和7年6月に公表した「答申を踏まえた基本的な方向性」に対して実施した市民意見募集、市民検討会、民間事業者へのサウンディング調査の結果等を踏まえ、山下ふ頭再開発の方針として取りまとめたものです。

「山下ふ頭再開発 事業計画案」の詳細は、Webサイトをご覧ください

山下ふ頭 事業計画案

検索



公式マスコットキャラクター トクコントクコン

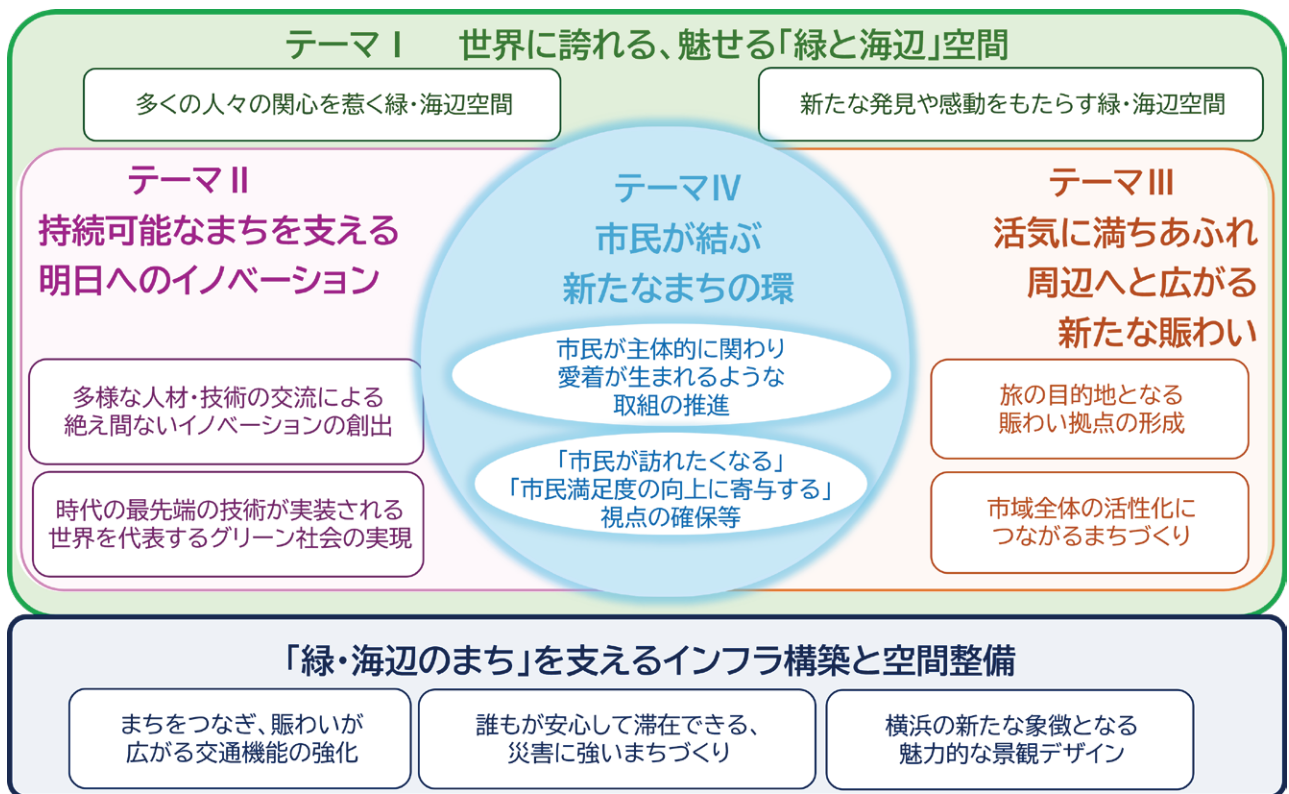
GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷

©Expo 2027



● 山下ふ頭の将来像



【新たなまちの将来像】

山下ふ頭再開発は、新たなまちの将来像として、まちづくりのテーマと、その土台となるインフラ構築・空間整備の考え方をもとに推進していきます。

この中で、テーマⅠ「世界に誇れる、魅せる『緑と海辺』空間」は、山下ふ頭再開発の最も大きな軸と位置づけており、テーマⅡ及びⅢを包含する関係性となっています。

また、3つのテーマが重なり合う中心に、「市民が結ぶ新たなまちの環」として、市民の皆様をはじめとする多様な主体が参画できるまちづくりの考え方を示した上で、これまでいただいた市民意見を踏まえた新たな視点等を加え、4番目のテーマとして位置づけています。

● 再開発のコンセプト **NEW**

GLOW

横浜の“輝き”を世界へ、そして22世紀へ



1 市民の皆様をはじめ、山下ふ頭を訪れる誰もがいきいきと輝けるまちづくりを目指します。

2 新たなまちで生まれる輝きを世界へ発信していきます。

3 市民の皆様にあえられるまちを次世代に継承し、輝きを22世紀へとつなげていきます。

事業の方針

テーマI 世界に誇れる、魅せる「緑と海辺」空間

取組方針1

多くの人々の関心を惹く緑・海辺空間

- ① 周辺地域と連なる水際線と、都市を包み込む魅力的な緑・海辺空間の創出
- ② 都市と自然が共生した、ここにしかない緑・海辺

取組方針2

新たな発見や感動をもたらす緑・海辺空間

- ① 体験・体感による行動変容や新たな交流を生む緑・海辺の創出
- ② ウォーターフロントの空間が織りなす非日常

テーマII 持続可能なまちを支える明日へのイノベーション

取組方針1

多様な人材・技術の交流による絶え間ないイノベーションの創出

- ① 緑・海辺の環境を生かしたイノベーション拠点の創出
- ② 体験・体感によるイノベーションの循環と発展
- ③ 人材育成によるイノベーション創出のための土壌形成

取組方針2

時代の最先端の技術が実装される世界を代表するグリーン社会の実現

- ① 先導的なグリーン技術が広がる、常に新しいまち
- ② 付加価値を生み出す循環型のまちづくり
- ③ 世界の脱炭素化を先導する効果的なエネルギー利用
- ④ 都市に寄り添う自然の再興

テーマIII 活気に満ちあふれ、周辺へと広がる新たな賑わい

取組方針1

旅の目的地となる賑わい拠点の形成

- ① 国内外の多くの人々を惹きつけるコンテンツの導入
- ② 多様な手段による誘客促進

取組方針2

市域全体の活性化につながるまちづくり

- ① 市域に広がる魅力と相乗効果を生み出す賑わいの創出
- ② 地域経済の活性化と雇用創出

方針の実現に向けたポイント NEW

上記で示した事業の方針を前提としたうえで、その実現に

緑・海辺空間の機能

- ・ 臨港パークから山下公園に至る緑の軸線を最大限生かすため、圧倒的な緑量感を持たせながら、空の広がるオープンスペースや水際線に沿った緑を中心とした、都市部のまちづくりにおいて日本最大級のスケールを誇る緑の空間を計画する。
- ・ 区域内に設ける緑の空間は、来街者の安全等を十分に考慮した上で、可能な限り誰にも開かれたものとし、横浜の歴史・文化、最先端の技術体験、ここでしか味わえない景観体験など、多様な魅力が感じられる計画とする。
- ・ 子どもたちが快適かつ安全に海と触れ合い、遊び、生物多様性等の学びが得られる場を計画する。

イノベーション機能

- ・ サーキュラーエコノミー、ゼロカーボン、ネイチャーポジティブ等、市の施策やGREEN×EXPO 2027のレガシー継承の視点も持ちながら、ディープテックをはじめ、社会課題の解決に資するイノベーション創出を牽引するような、国内外の企業や研究・教育機関等を呼び込む。
- ・ イノベーション創出に携わる人材との交流、市内の教育機関等と連携した次世代を担う若者の育成、実証シーンの可視化等、来街者に開放的な印象を与える取組を展開する。

賑わい機能

- ・ 国内外の人々にとって旅の目的地となるような、世界から選ばれる、日本の特色を最大限生かしたコンテンツを計画する。
- ・ 横浜の歴史や文化を感じられる空間、自然を楽しめる空間等、子どもから大人まで、幅広い世代の多様なニーズに応える賑わい機能を導入する。
- ・ ファミリー層、ビジネス層、長期滞在を目的とした来街者等、多様化・グローバル化する宿泊需要に対応できるよう、幅広いタイプの仕様・設備を備えた施設や、商業機能とも一体となったクルーズターミナルを計画する。

テーマⅣ 市民が結ぶ新たなまちの環 NEW

市民意見を踏まえた新たな視点

- ・市民が主体的に関わり、山下ふ頭への愛着が生まれるような取組を通じて、市民の活動に來街者が魅力を感じるまちづくりを行う。
- ・「市民が訪れたい」「市民満足度の向上に寄与する」視点を大切にしながら、横浜の特性を生かした魅力的なまちづくりを行う。
- ・約47haの広大な開発空間全体で一貫したコンセプトを持ちながら、「余白」を意識した空間整備により、持続的な市民参画や変化と進化が絶えない柔軟なまちづくりを行う。

市民参画のイメージ

注) 写真はイメージです



出典: iStock.com/ Suwanb

市民が木々や花々などの緑を植え、育てる、時間をかけてアップデートする取組



出典: iStock.com/ newsfocus1

文化・スポーツ・芸術等をきっかけとした日常に寄り添う賑わいに、多様な世代の市民が集まり、交流し、コミュニティが形成されるような環境づくり

「緑・海辺のまち」を支えるインフラ構築と空間整備

取組方針1

まちをつなぎ、賑わいが広がる交通機能の強化

- ① 新たな交通結節点の形成による広域アクセス機能の確保
- ② 埠頭周辺の交通ネットワーク構築による利便性・回遊性の向上
- ③ 埠頭内の円滑な移動につながる環境整備

取組方針3

横浜の新たな象徴となる魅力的な景観デザイン

- ① 世界に魅せる、時代を超えて愛される都市景観の創出
- ② 都心臨海部全体との調和と、個性の発揮のバランス
- ③ 山下ふ頭ならではの景観体験の創造

取組方針2

誰もが安心して滞在できる、災害に強いまちづくり

- ① 市域全体の防災力向上につながる拠点形成
- ② 災害時に備える空間づくりと体制の構築

向けて、市が重要と考える具体的なポイント等を、導入機能の観点から整理しています。主なものは以下のとおりです。

交通機能

- ・主要都市、鉄道駅、空港から來街者を迎え、送客する機能を有する交通ターミナルを計画する。
- ・歩行者動線は、緑の木陰や休憩機能を多く配置し快適性を確保するとともに、楽しみながら回遊できる仕掛けづくりを行う。
- ・横浜港内や羽田空港、都内に整備された拠点と連携し、新たな価値を創出する魅力的な水上交通を計画する。

安全・安心機能

- ・災害時には、山下ふ頭2号岸壁及び背後地を活用して緊急物資等の受入・輸送を行う「海の防災拠点」としての機能が十分に発揮できるよう、避難場所やエネルギーの確保、飲料水や備品の備蓄等を行うとともに、市や他の行政機関等の応急対策及び復旧活動に協力する。
- ・区域全体で安心して滞在できるよう、DXを活用しながら適切な防犯体制や警備体制等を計画する。

景観形成

- ・再開発全体のコンセプト「GLOW」を表象する、総合的なコンセプトやビジョンを持って、まち全体としてデザインする。
- ・海や緑といった自然と、人工物の連なりが織りなす美しい風景をつくる。
- ・都心臨海部の都市形成の経緯や文脈に十分に配慮するとともに、各地区とのつながりを意識し、その中で個性を発揮する。

エリアマネジメント

- ・区域内に導入される機能等が地区全体で一体的・効果的に発揮されるよう、事業主体が中心となり、周辺地域、市民、行政との連携を図りながらエリアマネジメントの組織を設立・運営する。

環境配慮

- ・自然エネルギーや次世代エネルギーの活用、環境保全の活動、低炭素モビリティの導入等、あらゆる機会を通じた取組により、区域内でのゼロカーボンを達成する。

教育・子育て

- ・子育て世代が憩える、子どもと安心して遊べる、働きやすいなど、多様なニーズを捉えた取組を展開する。

山下ふ頭の特長

約47haに及ぶ広大な開発空間

周囲を囲む穏やかな水域

高い交通利便性

横浜港の良好な景観

周辺の観光資源

立地



あなたの意見をお聞かせください

募集期間

令和8年4月7日(火)
～5月31日(日)

ご意見の提出方法

次の方法で、ご意見をお寄せください。

①はがき

(左下のはがきを切り取り、ご使用ください。)

【切手不要 当日消印有効】

②インターネット入力フォーム

URLまたは二次元コードからアクセスし、ご提出ください。



URL:

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

提出にあたっての注意事項

- 電話や口頭でのご意見の受付や、個別の回答はいたしません。
- ご意見の内容は、個人情報を除き、後日Webサイトで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見に付記いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に管理し、本市民意見募集に関する業務にのみ利用します。

※切り取り線※

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

3112

差出有効期間
令和8年5月
31日まで
(切手不要)

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

見本

神奈川県横浜市中区本町
6丁目50番地の10
横浜市港湾局 山下ふ頭再開発調整課 行

※切り取り線※



該当する項目にチェック・記入をお願いします

- 【住 所】 横浜市 区
 横浜市外
- 【年 代】 ~10歳代 20歳代
 30歳代 40歳代
 50歳代 60歳代
 70歳代 80歳代~

ご協力ありがとうございました

横浜市 港湾局
山下ふ頭再開発調整課
令和8年4月作成
TEL : 045-671-7314
FAX : 045-550-4961

初期消火器具整備費用の一部補助について【周知依頼】

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新する費用（器材全て又は一部）を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等でご検討いただき、申請する場合はお住いの区の消防署所にご相談の上、申請を行ってください。
単位会長あて資料を送付します。

3 申請要件

下記3つに当てはまる単位の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 取扱いに関する訓練等を定期的に実施できる。

4 申請方法

- (1) 受付期間：令和8年4月1日（水）から9月30日（水）まで
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、お住いの区の消防署所にご提出をお願いします。

※申請書は横浜市ウェブサイトからのダウンロードまたは最寄りの消防署所でお渡しします。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○二次元コード



5 補助の対象経費

今年度も引き続き、下記表の①及び②に該当する補助を実施します。

また、令和7年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の整備費用の10分の9に相当する額（上限27万円）を補助するメニューを新たに追加しています。

| | 整備内容 | 補助の対象経費 |
|---|---|--|
| ① | 初期消火器具の新規設置又は全部更新の場合 | 初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限20万円/1件） |
| ② | 初期消火器具の一部更新の場合 | 初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限7万円/1件） |
| ③ | <u>「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合</u> | <u>初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の9/10に相当する額（上限27万円/1件）</u> |

6 補助金要綱の改正及び申請条件の緩和について

要綱の改正を行い、令和8年度から下記の点について、申請条件の緩和を行いました。

一部条件を設けさせていただいておりますので、申請の際は、ご確認いただきますようお願いいたします。

- (1) 補助金の請求に関して、令和8年度の自治会町内会の資金状況等を勘案し、前金払いを可能としました。

※自治会町内会の事業計画、総会資料等で資金状況を確認させていただき、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できないと認められる場合で、かつ、初期消火器具を1基も所有していないことが条件になります。

- (2) 世帯数の少ない複数自治会町内会での共同整備を可能としました。

※合計世帯数が650世帯未満であり、関係する自治会町内会すべてが初期消火器具の購入に関する費用を負担していること及び購入する初期消火器具がスタンドパイプ式初期消火器具であることが条件になります。

※申請要件や書類等のお問い合わせは、お住いの区の消防署所へご連絡ください。

神奈川消防署総務・予防課予防係
担当 黒田、山口
電話/FAX 045-316-0119

【情報提供】地域ケアプラザ等(若竹苑含む)の福祉・保健の窓口相談時間変更について

1 趣旨

令和8年10月から、市内全地域ケアプラザ等(特養包括「若竹苑」を含む)の窓口相談時間を、「月～土曜日の日中」に変更します。日・祝日の日中はコールセンター※で対応しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(※現在、夜間や休館日(年末年始等)にコールセンター(看護師等)で対応中。)

<理由>

福祉人材の確保が非常に厳しい中、地域ケアプラザ等の相談件数は、約10年で1.5倍程度に増加しています。これまでも、業務負担軽減策として相談時間の縮小や夜間閉館などを段階的に実施してきましたが、今回もその一つとなります。

今後、超高齢社会が進展する中、さらなる相談件数の増加が見込まれるため、相談が多い時間帯(平日日中)に注力する職員配置とし、地域の皆様からのご相談や地域の皆様との連携に努めてまいります。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 窓口相談時間変更の概要

【変更前】

| 令和8年9月まで | | |
|----------|--------|--------------------|
| 月～土 | 9～18時 | 窓口・電話相談 地域ケアプラザ |
| | 18～翌9時 | 電話相談 コールセンター |
| 日・祝 | 9～17時 | 窓口・電話相談 地域ケアプラザ |
| | 17～翌9時 | 電話相談 コールセンター |

【変更後】

| 令和8年10月から | | |
|-----------|--------|--------------------|
| 月～土 | 9～17時 | 窓口・電話相談 地域ケアプラザ |
| | 17～翌9時 | 電話相談 コールセンター |
| 日・祝 | 9～翌9時 | 電話相談 コールセンター |

【変更の理由】

- ・相談件数は約10年で1.5倍に増加していますが、曜日や時間帯によって差が見られます。(日曜日・祝日は平日の1/4、土曜日の1/2。17時以降はほとんどない状況。)
- ・このため、相談が多い時間帯に職員が注力できるよう、窓口相談時間を変更します。
- ・開館時間(部屋の貸出)は、これまでどおり、変更はございません。

令和8年4月17日

自治会・町内会長 各位

神奈川県保健活動推進員会事務局

神奈川県・横浜市保健活動推進員会だよりについて（依頼）

清和の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、保健活動推進員事業及び区行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。神奈川県保健活動推進員会では、『地域の健康づくり』を主要テーマとして、各地区でウォーキングや健康チェックなどの活動を行っています。

このたび、保健活動推進員の活動紹介や、区民の健康に役立つ情報を提供することを目的に会報を発行しました。神奈川県保健活動推進員会が作成したものと、横浜市保健活動推進員会が作成した2種類の会報がありますので、以下のとおりご対応をお願いいたします。

| 内容 | | 依頼事項 |
|----|-------------------------------|---|
| 1 | 神奈川県保健活動推進員会だより 「あるく 第14号」 | 掲示板への掲出（どちらか <u>片面のみ</u> で構いません）をお願いします |
| 2 | 横浜市保健活動推進員だより 「第48号」 | 各自治会・町内会長あて1部 (配付のみ) |

【問合せ先】

神奈川県保健活動推進員会事務局

(神奈川県役所 福祉保健課 健康づくり係)

担当：田中、前田

電話：045-411-7138、FAX：045-316-7877

あるく

保健活動推進員は、地域で健康づくりを広めるため、市長から委嘱を受け 21 地区 168 人が活動しています。



神奈川県マスコットキャラクター かめ太郎

皆さん、良い睡眠とれていますか？

保健活動推進員会の区全体研修会では、(公財)横浜市スポーツ協会黒岩司氏を講師にお迎えし、睡眠について学びを深めました。

より良い睡眠をとるためには5つのポイントがあることや、日中の活動として“活動的な生活(日中の〇〇しながら運動)”の実践方法を学ぶことができ、今後の活動の参考になりました。



テーマ
「ウェルネスライフ&スリープ良眠生活に向けて！」

より良い睡眠をとるための5つのポイント

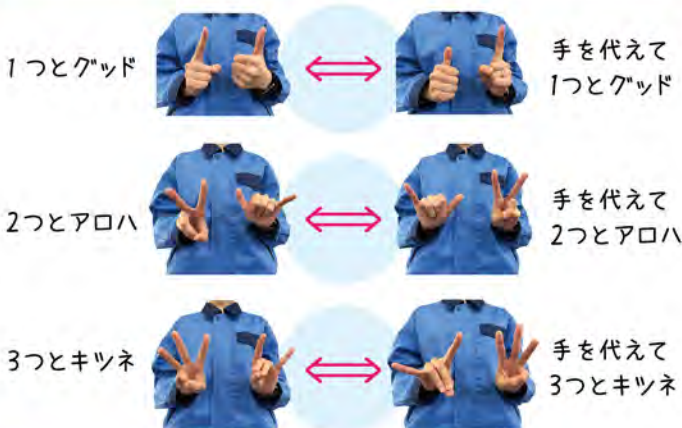
- ①光で睡眠リズムを整える
- ②決まった時間に眠る、睡眠の量を確保
- ③お酒はほどほどに
- ④寝室の環境を整える
- ⑤入浴・ストレッチなどでリラックス

活動的な生活「〇〇しながら運動」

家事をしながら… テレビを見ながら… 電車に乗りながら…
日常のちょっとした時間に体を動かして、健康づくりを始めましょう！

- ◆ながら握力 洗濯ばさみの開け閉めで握力アップ！
- ◆ながら足腰① 1階分だけ階段を上り下り、足踏みなど
- ◆ながら足腰② バスを待ちながらかかと、つま先の上げ下げ
- ◆ながら足腰③ 足の指でタオルをつまむ

リズム良く繰り返しましょう！「頭の体操」



早速、保活のメンバーで実践！



会長からのメッセージ



保健活動推進員は、地域の皆さんの健康をそっと支えながら、楽しみつつ活動しています。仕事や家庭と両立しながら、無理なく続けている仲間もたくさんいます。いろんな場面でお会いできますので、どうぞ気軽に参加してみてください。

保健活動推進員として活躍中の方の声

世代を問わず多くの人に参加してもらえる工夫を日頃から考えています。地域の皆さんや自治会・町内会との連携にも不可欠なので、たくさんの人に保活をしてもらい、活動に参加してほしいです。



あるく

地域とつながり広がる **笑顔** と **健康** の **輪**

神奈川県マスコットキャラクター
かめ太郎



各地区で様々な活動を行っています。ぜひ、お住いの地区の活動にご参加ください。

健康 健康チェック (羽沢地区)



羽沢ふれあいまつりで、健康チェックを行いました。握力測定「本日の力自慢」ではその日の最高値を更新するたびに大盛り上がり。子どもから大人まで、たくさんの方にご参加いただきました。

運動 ウォーキング (神奈川地区)



県内各所をウォーキングでめぐり、楽しんでます。春は、港に隔てられ東西に離れている神社を、浦賀の渡し船に乗って詣でました。秋は山手の洋館をめぐりました。楽しみながら健康寿命を延ばすことを考えて、様々な企画を行っています。

運動 体操 (片倉地区)

毎年「室内健康づくり」の講座を開催しています。今年は熱中症対策について学びました。室内でできるストレッチも教えていただき皆でやりました。



笑顔 笑いヨガ講座 (神北・六角橋地区)

神北地区と六角橋地区の共催で、「笑いヨガ講座」を開催しました。当日は、幅広い年齢層の30名が参加し、皆でたくさん笑って運動して、元気になりました。



こんな活動もやっています！

神奈川県民まつり 2025

保健活動推進員として出店し、握力測定や、やさいの花クイズなどで区民の皆さんの健康づくりのお手伝いをしました。

食生活等改善推進委員会とも連携し、食を通じた健康づくりの関心を深めていただく機会となりました。



研修会

主に新しく保健活動推進員に委嘱された方を対象に、健康チェックで使用する機器の使い方や、市の健診などの制度を学ぶ研修があります。地域での健康づくりに生かしています。





保健活動推進員だより

第48号

令和8年2月28日

編集・発行：横浜市保健活動推進員会（事務局：横浜市健康福祉局健康推進課）

横浜市中区本町6-50-10 TEL.045-671-2454 FAX.045-663-4469

会長あいさつ

横浜市保健活動推進員会
会長 久保 進



今年度より、横浜市保健活動推進員会の会長を務めております、久保進でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今年度開催された「横浜市保健活動推進員永年勤続表彰式」では、新たに勤続40年表彰を設け、3名の方をお祝しました。長きにわたりご活動いただいている皆様に、心より御礼申し上げます。

横浜市保健活動推進員会は、80周年という大きな節目が近づいています。これまで各区の皆様には「地域の健康づくり」にご尽力いただき、深く感謝しております。

昨年度は、魅力ある活動に向けたアンケートを実施し、その結果を踏まえ、今年度は認知度向上を目的に新たな共通PRツールの作成などを検討しています。次年度は、これらの検討結果を具体的な取組へとつなげる重要な年となります。

今後も、各区の皆様の活動をさらに充実させるため、必要な改善や新しい取組について共に考えてまいりましょう。

市長あいさつ

横浜市長
山中 竹春



日頃より、地域における健康づくりの推進役として様々な活動に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

横浜市は、あらゆる世代の皆様が自分らしくいきいきと暮らすことのできる「住みたい・住み続けたいまち」を目指しています。その実現に向けて、市として生活習慣の改善や健診による生活習慣病の発症・重症化の予防、喫煙・受動喫煙の減少につながる環境づくりなどに取り組んでいます。市民お一人おひとりの日頃からの健康づくりの取組や、それを後押しする地域での活動も大変重要であり、皆様のお力が欠かせません。

今年度は、約3,500名の方々に保健活動推進員を委嘱させていただき、地域に根差した健康づくりの取組が進められています。

横浜市は、約380万人の市民生活の安心・安全のために力を尽くしてまいりますので、引き続き、皆様のより一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

保健活動推進員会の状況 (令和7年4月1日現在)

◎会長 ○副会長 ●会計

| 区名 | 地区数 | 推進員数 | 区会長名 | 区名 | 地区数 | 推進員数 | 区会長名 |
|------|-----|------|--------|----|-----|-------|--------|
| 鶴見 | 18 | 271 | 渡邊 浩 | 金沢 | 14 | 205 | 森田 逸子 |
| 神奈川 | 21 | 159 | 田鎖 晴美 | 港北 | 13 | 394 | 大森 幹雄 |
| 西 | 7 | 86 | 渡辺 正枝 | 緑 | 11 | 182 | 原田 ますみ |
| 中 | 11 | 93 | 青沼 久美子 | 青葉 | 16 | 208 | 越井 太郎 |
| 南 | 16 | 217 | ○中村 雅一 | 都筑 | 14 | 108 | ○大野 和子 |
| 港南 | 15 | 147 | 石川 正二 | 戸塚 | 18 | 202 | 黒田 正樹 |
| 保土ヶ谷 | 22 | 200 | ◎久保 進 | 栄 | 7 | 87 | 石井 繁晴 |
| 旭 | 19 | 290 | 水谷 三枝子 | 泉 | 12 | 156 | 武関 いと子 |
| 磯子 | 8 | 129 | 石川 悦代 | 瀬谷 | 12 | 143 | ●安田 智子 |
| | | | | 合計 | 254 | 3,277 | |

コラム よこはまウォーキングポイントアプリ リニューアル!

幅広い世代が使いやすくなりました

操作性やレイアウトを改善したアプリにリニューアルし2月にリリースしました。歩数を計るだけでなく、血圧や体重などを記録し、簡単に日々の健康を管理できます。ぜひご利用ください。



現在、歩数計・アプリをご利用の方

データの移行方法等について、ホームページをご確認ください。



新規にアプリをご利用の方

お使いのスマートフォンのカメラで二次元コードを読み取りの上、ダウンロードしてください。



特集 特定健診・横浜市健康診査・横浜市歯周病検診について

現在の健康状態の把握や病気の早期発見のためにも、保健活動推進員さんからのけんしんの啓発は重要です。市民にとって身近な存在である皆さんからの「今年はどう、けんしん受けた?」という声掛けが、地域の皆さんの受診のきっかけとなります。

| 指標 | 直近値 | 目標値 |
|---------------------------------|-------|---------|
| 特定健診受診率 (40歳以上の横浜市国民健康保険加入者) | 29.3% | 40.5% |
| 75歳以上の横浜市健康診査受診率 | 13.7% | 24.1%以上 |



特定健診・横浜市健康診査

40歳以上 年度に1回健診を受けられる機会があります!加入している健康保険をご確認ください

| 対象者 | 名称 | 健診実施者 | 受診場所 | 費用 | 検査項目 |
|---|-------------|---------------|--|-----------|---|
| ● 健康保険に加入している 40~74歳の方 | 特定 健診 | 横浜市 国民健康保険 | 指定の医療機関 (区役所保険年金課 から受診券と一覧表 を送付します) | 無料 | <ul style="list-style-type: none"> ・血圧 ・血液検査 (脂質、肝機能、 血糖、 ヘモグロビンA1c) ・尿検査 (尿糖、尿たん白) ・身長体重、 BMI ・腹囲 (40歳~74歳) ・問診 ※医師の判断及び 保険者により追加 項目がある場合が あります。 |
| | | その他の 健康保険 | 加入している健康保険に問合せ | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 75歳以上の方 ● 65歳以上75歳未満で一定程 度の障害の状態にあると広域連合 の認定を受けた方 ● 40歳以上の生活保護受給者、 中国残留邦人等支援給付制度 適用の方 | 横浜市 健康診査 | 横浜市 | 指定の医療機関 (不明の場合は 横浜市けんしん専用 ダイヤルに問合せ) | 無料 | |

横浜市歯周病検診

| 対象者 | 受診費用 | 受診場所・申込み |
|-----------------------------------|-----------------------------|--------------------|
| 受診日時点 満20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳 | 500円 ※満70歳は無料 ※減免制度あり | 市内の実施医療機関に直接電話して予約 |

詳しくは [横浜市歯周病検診](#) 検索



特定健診・がん検診等に関する詳しいお問合せは
こちらでもお答えしています!



横浜市けんしん専用ダイヤル ☎664-2606 ☎664-3851
(受付時間)8:30~17:15 日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く

まずは・・・横浜市がん検診の概要

| | |
|--|--|
| 肺 40歳以上 X線検査 | 乳 40歳以上 マンモグラフィ <small>女性のみ</small> |
| 胃 50歳以上 内視鏡またはX線検査 | 大腸 40歳以上 便潜血検査 |
| 前立腺 <small>男性のみ</small> 50歳以上 血液検査 (PSA検査) | 子宮頸部 <small>女性のみ</small> 30～60歳 HPV検査 20～29歳・61歳以上 細胞診検査 |

| 検診種類 | 費用 (受診者負担額) |
|----------------------|----------------|
| 大腸がん (便潜血検査) | 無料 |
| 胃がん (内視鏡・X線検査) | 2,500円 |
| 肺がん (X線検査) | 680円 |
| 子宮頸がん (細胞診検査) | 1,360円 |
| 子宮頸がん (HPV検査) | 2,000円 |
| 乳がん (マンモグラフィ) | 680円 |
| 前立腺がん (血液検査 (PSA検査)) | 1,000円 |



がん検診に関する詳しい情報は

横浜市 がん検診

検索

横浜市がん検診 実施医療機関 検索サイトを活用

鉄道路線や最寄り駅、医療機関所在地から検索が可能！
土日祝日実施など、条件を追加した詳細な検索が可能！



横浜市がん検診サイト

検索

がん検診費用の無料化

令和8年度 無料で受けられるがん検診と対象者

| がんの種類と対象者 | 対象の生年月日 |
|--------------------------------|--|
| 初めて子宮頸がん検診を受診する 20～24歳の女性 ● | 2001年4月2日～2006年4月1日 (平成13年) (平成18年) |
| 乳がん検診を受診する40歳の女性 ● | 1985年4月2日～1986年4月1日 (昭和60年) (昭和61年) |
| 大腸がん検診を受診する40歳以上の方 | 1987年4月1日 以前 (昭和62年) |
| 65歳以上の方 (6種類のがん検診) | 1962年4月1日 以前 (昭和37年) |

受診後、要精密検査になった人の精密検査費用も無料

● 無料クーポン対象の検診 無料で受けられるクーポン番号を掲載したハガキを6月中旬以降順次発送します。

65歳以上の精密検査費用無料化

(令和8年4月～)

| | |
|------|--|
| 概要 | 65歳以上 (昭和37年4月1日以前にお生まれの方) で、令和8年4月以降に、横浜市がん検診 (胃・肺・大腸・乳・子宮頸・前立腺) を受けて要精密検査となった方 |
| 助成対象 | 精密検査を受けて支払った医療費の自己負担分 |

申請方法等は、
横浜市WEBページをご確認いただくか、
横浜市けんしん専用ダイヤル
(045-664-2606) へお問い合わせください。



横浜市 精密検査費用助成制度

検索

AIが答えるがん相談サービス「よこはまランタン」 (令和7年12月～)

「ランタン」は、スマホやパソコンから、24時間いつでも、どこでも、相談ができるAIを活用したがん相談サービスです。

医師・薬剤師・看護師などの専門家が監修した、正確で信頼できる情報に加えて、横浜市の制度や支援情報を提供しています。

横浜市 がん情報

検索



がん検診・健診等の啓発の工夫

緑区の実践 ヘルスメイトと連携した「思いやり、健康づくりの日」

月1回程度、区役所で血圧・体組成などの健康チェック、栄養・歯科相談、ウォーキングを実施しています。保健活動推進員と食生活等改善推進員 (ヘルスマイト) が共に笑顔で連携し、住民目線の丁寧な声かけで地域に寄り添ったサポートをしています。

身近な場所で気軽に参加でき、参加者が自分の健康状態を知ること、また、生活習慣のポイントを学ぶことで、健康意識が自然と高まり、がん検診・健診受診のきっかけづくりにつながります。



令和7年度 全体研修会 開催報告

令和7年11月25日(火)に関内ホールにおいて、横浜市保健活動推進委員会の全体研修会が開催され、18区合計約800名の保健活動推進員が参加しました。

お互いの活動を学び、各区・地区の地域活動の充実を図ることを目的に、毎年代表区による活動事例発表を行っています。今年も、南区、旭区、栄区の3区が発表を行いました。

また、事例発表後の講演では、医療法人RESM 理事長 白濱 龍太郎氏に「睡眠の質を高めるためには」をテーマに、市民にとっても関心が高い睡眠に関する貴重な知識を教えてくださいました。



南区

広げよう健康の笑 (wa)

商業施設での健康測定会や
保活の活動発信の取組



六ツ川大池地区では、無関心層へのアプローチを目指し、スーパーマーケットで健康測定会を実施しました。ロコモ立ち上がりテストで多くの方が悪戦苦闘され、健康意識の改善が図られました。

蒔田地区では、他団体との連携を深めるため、月に1度連合町内会で報告を行うほか、地区社協ホームページにも情報掲載しています。

今後も地域の課題に対応した取組を地域のつながりのなかで進めていきます。

MINAMI

旭区

健康づくりは子育て支援

働き子育て世代へのアプローチ



旭区は、地区活動のほか、テーマ別に区全体の取組を考える委員会を設置しています。委員会では、健康づくり・子育て・広報・禁煙の4つのテーマに分かれて活動内容について検討しています。

子育て支援委員会では、区の課題である働き・子育て世代の健康意識の向上を目指し、子育て支援拠点等の子育て支援の場で健康チェックや情報提供を行っています。

今日の健康だけでなく未来の健康・家族の健康を支援するため、働き・子育て世代をサポートします。

ASAHI

栄区

支え合い、つながる 健康づくりを広めよう!



栄区の活動報告では、区内7地区の個性ある活動を紹介しました。

笠間地区の「はまレク」は、体操と健康測定にレクリエーションを取り入れた、参加者も保活も楽しく笑顔になれる活動です。会場では「タコ」というレクリエーションの一部を紹介し、皆さん一緒に「1・2・3・4・5・6・7・タコ!」と声を出して盛り上がりました。

活動を通じて、人と人のつながりの大切さや、支え合いの力を感じます。栄区保活は、住みよいまちづくりの一翼を担っているという気持ちで、今後も活動していきます。

SAKAI

鶴見区

健康チェックで笑顔あふれる「臨海フェスティバル」

鶴見区会長（矢向地区会長） 渡邊 浩

10月18日（土）に開催されたつるみ臨海フェスティバル（区民まつり）に、鶴見区保健活動推進員が参加しました。

当日は、推進員による健康測定ブースを設置し、握力測定・血管年齢測定・体組成計の3項目を実施。426名の区民の皆さまにご参加いただきました。

血管年齢や体組成の測定は、日常生活では体験する機会が少ないため、多くの方が関心を寄せてくださり、「もう少しウォーキングを増やしてみようかな」といった声も聞かれるなど、ご自身の健康を見直すきっかけとなっていました。

また、握力測定は子どもも参加できることから大人気！子ども同士や親子で競い合う姿も見られ、会場は笑顔と活気に包まれていました。



神奈川区

知って、測って、楽しんで！健康チャレンジ

神奈川区会長（大口・七島地区会長） 田鎖 晴美

10月12日（日）に開催された神奈川区民まつりに参加しました。新たな取組として神奈川区食生活等改善推進員と協力して、「健康チャレンジスタンプラリー」を行い、約1,000人の方にご参加いただきました。

男女別のランキングを掲示して実施した握力測定は大人気で、行列が絶えないほどの盛況ぶり。今回初めて実施したやさいの花クイズは、子どもから大人まで幅広い年齢層の方に楽しんでいただき、食を通じた健康づくりへの関心を深めていただく機会となりました。さらに、「保活を知っていますか？」のアンケートを実施し、認知度向上に向けた啓発も行いました。

今後も様々な関係団体と連携し、工夫を凝らした取組を通じて、神奈川区民の皆様の健康づくりを推進していきます。



西区

気軽に健康測定！区民まつりで健康啓発♪

西区会長（第2地区会長） 渡辺 正枝

西区保健活動推進員会は、区民まつりで毎年健康チェックのブースを出展し、来場者の健康意識向上に取り組んでいます。

毎年恒例の握力測定は、大人も子どもも参加でき、筋力の目安を知ることで、日頃の運動習慣を見直すきっかけになっています。

令和7年度には、メディカルアナライザーによる血管年齢測定も新たに実施しました。実年齢と血管年齢との差に驚く声も上がり、健康について考える良い機会を提供できました。

あわせて、健康啓発資料の配布も行っており、来場者の方々が、自宅でも学びを深められるよう工夫しています。

ブースは気軽に立ち寄れる雰囲気です。毎年多くの方々に親しまれており、地域の健康づくりの場として定着しています。



中区

ガイドブックで新しい発見!歩いて健康づくり

中区会長(第2地区会長) 青沼 久美子

中区では、「身近な場所で運動したい」という区民の声を受けて、『てくてくウォークガイドブック』を平成22年に作成しました。

今年度は、保健活動推進員がすべてのコースを実際に歩いて確認し、より使いやすく、親しみやすい内容へとリニューアルしました。

区民の皆さまからもご好評をいただいています。外部のウォーキングアプリを使うと、スマートフォンで現在地を確認しながらコースを歩くこともできます。

ウォーキングは、一人でも気軽に始められる運動です。中区には、景色の良い場所や歴史的な名所、観光スポットもたくさんあります。

健康づくりの一つとして、ガイドブックを活用し、楽しくウォーキングを広めていけたらと思います。



南区

いきいきふれあい南なんデーの活動について

南区会長(別所地区会長) 中村 雅一

健康増進や福祉への理解を深める啓発活動として、「健康と福祉」をテーマに、令和7年10月5日南区役所にて、第34回いきいきふれあい南なんデーが開催され、保健活動推進員会もブースを出展しました。

保健活動推進員会は「地域の健康づくり」の推進役として、健康測定コーナーにて血管年齢測定や保活の活動紹介の展示、保活への応援メッセージの募集を行い、262名の来場がありました。

74名の来場者から、保活に対する励ましの声や感想、要望をいただき、多くの方が保活の取組に期待し、応援してくださっていることを強く感じることができました。

また、多数の方に健康測定を受けて、自分自身の「健康力チェック」を確認していただき、大変喜ばれ好評に終わることができました。



港南区

自分でチェック 健康づくり!ひまわり健康フェア2025

港南区会長(ひぎり地区会長) 石川 正二

11月1日(土)に「ひまわり健康フェア」が港南区役所で開催され、多くの区民の皆さんの参加で終日賑わいました。

保健活動推進員会は、区役所の1階で大腸がん・乳がん検診の啓発を行いました。乳がん模型や採便模型を活用し、がん検診を身近に感じていただきながら、がんの早期発見の重要性を周知しました。

6階では血管年齢や手腕作業の測定、握力や長座体前屈の測定を行いました。働き・子育て世代から高齢の方まで450名もの多くの皆さんにご参加いただき、「自分の健康状況が分かり生活改善に役立てたい」「今後も健康維持のための測定や、チェックをしたい」などの声が聞かれ、大変好評でした。

今後も地域の皆様と一緒に健康づくりを推進していきます。



保土ヶ谷区

大人も子供も「ラジオ体操」で健康に♪

上星川地区会長 遠藤 美月

令和9年に区制100周年を迎える保土ヶ谷区では、地域活性化の一環として、令和10年に100周年を迎える「ラジオ体操」の講師派遣事業が行われました。

これを機に、コロナ禍で休止していた夏休みのラジオ体操復活のため、上星川小学校の協力を得て、夏休みの一週間、朝のラジオ体操を実施しました。

保護者・地域の方々から「楽しかった」「肩こりが解消した」という声を頂き、私達も児童から元気ももらった一週間でした。昨年は「全国小学校ラジオ体操コンクール」で特別賞を受賞。小学校と保健活動推進員が連携したこの活動は、今年も応募予定です。

子供から大人へ…

引き続き体を動かす習慣を広め、地域が活性化する活動を進めてまいります。



旭区

「健康フェア」にて健康づくり啓発!

旭区会長(左近山地区会長) 水谷 三枝子

旭ふれあい区民まつりと同日に「旭区健康フェア」が開催され、保健活動推進員は、健康チェックと受動喫煙防止の啓発活動を行いました。

健康チェックでは、握力測定や棒反応測定を通じて、来場者が自身の体力や俊敏性を楽しく確認できる機会を提供しました。これらの取り組みは、健康への関心を高めるきっかけとなりました。

また、受動喫煙防止の啓発では、たばこの煙が健康に与える影響や、家庭内・公共の場での受動喫煙のリスクについて、パネル展示やクイズ、資料配布を通じて分かりやすく紹介しました。

今後も、若い方からご高齢の方まで参加していただける機会を通じて、地域の皆さんの健康づくりを支える活動に積極的に取り組んでいきます。



磯子区

「磯子まつり」で健康測定!

磯子区会長(根岸地区会長) 石川 悦代

9月28日は好天に恵まれ盛況な磯子まつり(区民まつり)でした。磯子区保健活動推進員会として参加するのは本当に久しぶりで長年の念願がかなった1日でした。

がん検診受診・適正飲酒量啓発のパネル展示、滑舌チェック、血流測定等を行いました。測定の参加者は予定の500人を超えました。

血流測定・滑舌チェック・乳がん検診啓発用の模型での乳房チェックはいずれも初めて経験された方も多く、区民の方の関心は高かったです。

この経験を生かし、来年度も健康づくりへの関心を高める健康測定を開催したいと思います。



令和7年度横浜市保健活動推進員 永年勤続表彰式 を開催しました!

令和7年6月10日(火)に、関内ホールにて、永年にわたり地域の健康づくり活動に貢献されてきた保健活動推進員282名(うち10年勤続表彰221名、20年勤続表彰39名、30年勤続表彰19名、40年勤続表彰3名)の方が表彰されました。山中竹春市長から表彰状贈呈が行われたほか、市会議長や市医師会会長、市連合町内会会長など関係団体の御来賓の皆様にも一緒にお祝いしていただきました。

また、表彰式と併せて、東京都健康長寿医療センター研究所の村山洋史氏に「活動がもっと楽しくなる!魅力とやる気を引き出す秘訣~保活アンケート調査の結果から~」の御講演をいただきました。



各種表彰受賞者一覧(令和7年度)

保健活動推進員としての活躍に対し、次の方々が各種の表彰を受けました。

(敬称略 五十音順)

神奈川県保健衛生表彰知事表彰(1名)

- 谷岸 美砂子 (緑区副会長、霧が丘地区会長)

横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰(18名)

- | | |
|-----------------------------|----------------------------------|
| ● 赤井 利恵 (泉区、中田地区推進員) | ● 佐野 光生 (栄区、小菅ヶ谷地区副会長) |
| ● 石川 正二 (港南区会長、ひざり地区会長) | ● 瀧ノ上 光政 (鶴見区会計、潮田中央地区会長) |
| ● 大河原 由佳 (金沢区、金沢南部地区推進員) | ● 富田 修一 (保土ヶ谷区副会長、上菅田地区会長) |
| ● 小塩 正紀 (神奈川区、松見地区会長) | ● 野口 永子 (緑区、新治中部地区副会長) ※令和7年3月退任 |
| ● 金田 淳 (西区副会長、第4地区会長) | ● 堀内 みゆき (港北区、新吉田地区会長) |
| ● 唐澤 波江 (中区、第2地区副会長) | ● 増田 るみ子 (青葉区、山内西地区会長) |
| ● 草苺 通廣 (戸塚区、踊場地区会長) | ● 村上 宏子 (港南区、港南台地区会長) |
| ● 小長井 博 (瀬谷区副会長、三ツ境地区会長) | ● 安田 滋 (南区会計、蒔田地区会長) |
| ● 佐々木奈緒美 (都筑区監事、ふれあいの丘地区会長) | ● 山中 フミエ (旭区、白根地区推進員) |

編集後記

編集を通じて、各区の多彩な活動の力強さを感じました。特集ページに掲載した健診やがん検診は、未来の健康を守る第一歩です。ご自身、ご家族・ご友人、地域の皆様へとその大切さを伝えていきましょう。地域の健康づくりを支える私達保健活動推進員の活動で、横浜の未来を明るくしていきましょう。

(渡辺・原田)

横浜グリーンエクスポの横浜市の取組等について【情報提供】

1 事業の趣旨

3 月 19 日に開催した「開催 1 年前発表会」で公表した横浜市の取組等についてお知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 【参考】横浜グリーンエクスポ全体の最新情報

開催 1 年前を契機に、GREEN×EXPO 協会より様々な最新情報が公表されましたのでお知らせします。

- 主催者展示となる「テーマ館」や「園芸文化館」、政府出展となる「日本政府苑」をはじめ、Village 出展やテーマ営業出展等の各出展の概要など、具体的な内容が発表されました。
- また、公式参加者としての国際出展は、57 か国・4 国際機関の参加が公表されています。

最新の会場図、出展イメージ等が掲載されているパンフレットや新しい魅力発信動画も公開しています。



パンフレットはこちら↓



新しい魅力発信動画はこちら↓



○横浜グリーンエクスポの魅力を発信していただく新たな公式アンバサダーに「ゆず」の北川悠仁さんと岩沢厚治さんが就任しました。

さらに、GREEN×EXPO 2027 の開催に向けてコラボレーションソングの制作も発表されました。



(公式アンバサダーとのフォトセッション)

○GREEN×EXPO 2027 の魅力づくりに貢献いただく大型プロジェクト協賛については、2者の展示概要とともに新たな協賛者3者を発表、特別協力パートナーと併せて、会場内モビリティ営業出店2者、会場内郵便局の開設も決定いたしました。

■プロジェクト協賛 展示概要

プロジェクト協賛では、GREEN×EXPO 2027 の世界観に御賛同いただいた企業・団体の皆さまの理念や技術等も盛り込んだコンテンツが提供されます。大型プロジェクトの協賛企業について、既に公表している2者の展示概要が発表されました。

| | |
|--|--|
| <p>●大成建設グループ 魅力創出プロジェクト ダイヤモンドパートナー</p>  <p>提供：大成建設株式会社一級建築士事務所 「TAISEI GREEN TERRACE (仮称)」は、会場を一望するランドマーク。素晴らしい眺望を体験して下さい。</p> | <p>●明治安田生命保険相互会社 にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー</p>  <p>来場者が健康や地域の魅力を体験できるサードプレイス「明治安田『健活パーク』」を設置し、明治安田が未来につなげていきたい全国各地の伝統や文化を体験できるイベントを展開します。</p> |
|--|--|

(プロジェクト協賛を既に公表している2者の展示概要)

■特別協力パートナー

- ・日本財団

■大型プロジェクト協賛者（新たに加わった3者）

- ・日本生命保険相互会社：テーマ館プロジェクト プラチナパートナー
- ・株式会社ピエクレックス：にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー
- ・サントリーホールディングス株式会社：にぎわい創出プロジェクト ゴールドパートナー

■会場内モビリティ営業出店

- ・泉陽興業株式会社
- ・株式会社マクニカ（※五十音順）

■会場内郵便局の開設

日本郵便株式会社が、GREEN×EXPO 2027 の入場ゲート付近に郵便局を1カ所開設します。国内外から訪れる来場者へ、郵便サービスなどをご提供いただきます（通常の郵便局とは一部取扱いが異なります。）。

詳細は協会記者資料ご覧ください↓



その他、詳しい情報は協会 HP まで↓



4 横浜市出展について

本市では、会場内に5つあるビレッジのうち、2つの Village で地球にやさしい暮らしや身近な環境とのかかわりを体感していただく、「発信拠点」と「活動拠点」の2つを設けます。

横浜市からの発信（市出展）



【発信拠点】

入場ゲートから最も近い「Urban GX Village」では、グリーン社会を実現するための新しいライフスタイルや先進技術が体験できる屋内展示を、市民・企業の皆様と協力して行います。

限りある資源を大切に作る様々な暮らし方に触れる「行動変容体験ゾーン」、50以上の企業・団体の協力のもと、未来の循環型社会を作る先進技術に触れる「先進技術体験ゾーン」の、2つのテーマで屋内展示を構成します。



(発信拠点の外観のイメージ図)

【活動拠点】

会場の一番奥にある「SATOYAMA Village」では、公園愛護会などの市内環境活動団体や市民の皆様が、横浜市内産の植物で花壇を作ったり、環境について楽しみながら学べる体験プログラムを行ったりする、屋外活動の拠点を設けます。



(活動拠点のウェルカムガーデンのイメージ図)

5 活動拠点のボランティアユニフォームのお披露目について

ユニフォームは、環境にやさしい植物由来の素材を採用しており、**環境配慮型のユニフォームを着用して活動するボランティアの姿を通じて、循環型都市の実現に向けた取組を発信**していきます。

※活動拠点のボランティアは、7月から募集開始の予定

※EXPO 全体の植物管理と運営のボランティアは4月30日まで募集中



(ユニフォームお披露目の様子)

6 区民活動デイ・横浜ウィーク

日頃から文化活動等をされている方によるステージでの発表や、地産地消・区の特産品の展示・販売ブース等による出店など、**区民の皆様が主体的に参加していただける機会を提供**します。

また、横浜の魅力を生かした、ここでしか得られない体験を、**市民や来場者と「ともに作り、みんなで楽しむ」、スペシャルなウィークを会場全体で展開**します。



(イベントのイメージ)

7 チケットについて

(1) 販売場所

①GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（電子チケット等）

<https://ticket.expo2027yokohama.or.jp/>



②協会が販売契約を締結した販売事業者の Web サイト及び店頭 【販売事業者一覧】

<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/resellers/>



次の店舗で紙チケットを取り扱っています（取扱い券種は「1日券」のみ）。

- ・株式会社 阪急交通社 新橋サービスセンター
東京都港区新橋 3-3-9 KHD 東京ビル 1F
- ・株式会社 阪急交通社 横浜サービスセンター
横浜市神奈川区鶴屋町 2 丁目 23-2 TS プラザビルディング 11F （3月31日時点）

<紙チケットデザイン>



表面



裏面

(2) 来場日予約について

GREEN×EXPO 2027 では、来場者の皆様に安全かつ快適にお楽しみいただくために、来場日時予約制度が導入されます。

【来場日時予約について】

入場チケットを購入後、公式チケットサイトにて来場日時を予約していただきます。予約開始は今年の秋頃を予定しています。

日時予約の詳細については、予約開始のお知らせの際にご案内予定です。

※来場日時予約は、1日券、通期パス等全ての券種において必要になります。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 中島、橋本
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

◆補助の内容◆

地域の現状を踏まえた共助による防災活動等を支援するため、町の防災組織（自治会町内会等）が実施する防災資機材等の購入や防災施設の見学等にかかる費用のうち、一部を補助します。

◆補助の対象◆（申請は「年度に一度限り」かつ「(1)～(3)のいずれか一つのみ」です。）

□ (1):安否確認アプリ等の導入支援

NEW

（補助率:10/10、補助上限額:25万円）

【安否確認アプリ等の要件】

- ①当該町の防災組織を構成する世帯の数以上の登録者を登録できること。
- ②登録者の安否をオンラインで確認する機能があること。
- ③掲示板やチャット機能など、文字入力により登録者が相互に情報を交換できる機能があること。

※新規に利用を開始するサービスの初期費用及び月額利用料のうち、本補助金の交付決定後からその年度の末までに支払った（領収書等を受領した）費用のみ交付対象となります。申請前に必ず、利用料の支払時期等を事業者にご確認ください。

※月額料金の後払いの場合、3月分(4月支払い)は対象となりませんのでご注意ください。

※申請には、見積書等のほか、導入予定のアプリ等が要件を満たすことを示す資料の添付が必要です。

□ (2):自治会・町内会館等を活用した自主避難場所開設支援

NEW

（補助率:3/4、補助上限額:25万円）

申請を行う町の防災組織の区域内又は区域周辺において、地震や風水害による被害が生じた又は生じる恐れがあるときに、自治会町内会館等を自主的な避難場所として活用することを目的に補助対象となる防災資機材を複数種類購入する場合の費用が対象です。

【対象となる防災資機材の例】

段ボールベッド、パーテーション、毛布、マット、エアマット、コット、ポップアップテント、洋式トイレ便座、非接触体温計、ストレッチャー・担架、車いす、トランシーバー、ポータブル電源、発電機、照明器具、メガホン、台車・リヤカー、灯油式かまど、個室用テント、簡易スロープ、スポットクーラー、送風機、扇風機、冷暖房器具(可搬型)、ペット用ケージ など

※申請には見積書等の添付が必要です。

□ (3):次の防災関連事業の実施に関する支援

（(1)及び(2)に該当しない事業）

（補助率:2/3、補助上限額:25万円※）

- | | | |
|--|-----------|--------------|
| ①防災資機材の購入費用 | >>>>>>>>> | ■ 実際のご活用事例 |
| ②防災マップ作成費用 | | ● 初期消火器具 |
| ③防災施設見学のためのバス借上費用 | | ● 折りたたみ式リヤカー |
| ④窓ガラス飛散防止フィルム設置費用 | | ● AED |
| ⑤防災講演会の開催費用 | | ● ランタン |
| ※過去3年間で本補助金を使用した団体は上限15万円、 それ以外の団体は上限25万円 | | ● 炊き出し用かまど |
| ※申請には見積書等の添付が必要です。 | | ● 安否確認タオル 等 |

緊急時情報受伝達システムの登録情報の変更について

神奈川区では、「緊急時情報受伝達システム」により避難指示などの情報を一斉にお知らせしています。令和8年度に自治会町内会長等に変更が生じた場合には、登録情報の変更をお願いします。

● 登録情報の変更方法について

- ・ 窓口、郵送、FAX、メール

別添「神奈川区 緊急時情報受伝達システム 変更用紙」をご提出ください。

- ・ 横浜市電子申請・届出システム

二次元コードより変更の手続きをお願いします。

【横浜市電子申請・届出システム】
緊急時情報受伝達システム
変更用二次元コード



【参考】緊急時情報受伝達システムとは

避難指示や避難場所の開設状況など、災害発生時の重要な情報を電話とメールでお知らせしています。対象は地区連合町内会長・自治会町内会・地域防災拠点で、自治会町内会及び地域防災拠点は3名までご登録いただけます。

1 主に活用が想定される場面

台風の接近等により区長又は市長が区内の一部に避難指示を発令したとき等

2 情報伝達の流れ（例）

気象警報等による避難指示の発令

【電話の場合】

- ・ 各団体の登録された番号に電話します。
- ・ 機械による自動音声で情報をお伝えします。

【メールの場合】

- ・ 各団体の登録されたメールアドレスにメールを送信します。
- ・ メール本文で情報をお伝えします。

必要に応じて、区役所から各団体へ個別にご連絡します。

例：〇〇町の一部に避難指示を発令しました。

避難を開始してください。開設避難場所は△△です。

※聞き逃した場合でも、情報を繰り返し聞くことが可能です。

3 情報発信元

- 電話番号：050-3196-3300

- メールアドレス：kanagawa-bousai@ml.city.yokohama.lg.jp

※ こちらの電話番号及びメールアドレスから情報を発信しますので、当該電話番号等からの連絡やメールを受け取れるよう、設定をお願いいたします。

担 当：総務課 高倉、杉田
電 話：045-411-7008

神 総 第 2 2 号
令和 8 年 4 月 17 日

地区連合町内会長 各位

神奈川区総務課長
大崎 浩樹

緊急時情報受伝達システムの登録情報の変更について（依頼）

若草の候 益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から神奈川区の防災につきまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、神奈川区では、「緊急時情報受伝達システム」により避難指示などの情報を一斉にお知らせしています。令和 8 年度に地区連合町内会長が変更となった場合は、登録情報を変更いただくようお願い申し上げます。

●登録情報の変更方法

必要事項を記載した「神奈川区緊急時情報受伝達システム変更用紙」（第 2 号様式）を以下提出先までご提出ください。

また、横浜市電子申請・届出システムでも登録情報の変更を申請することができます。

提出先 : 〒221-0824 神奈川区広台太田町 3 - 8
神奈川区役所総務課（501 番窓口）

【横浜市電子申請・届出システム】
登録変更申請用
二次元コード

提出方法：窓口、郵送、FAX、メール又は
横浜市電子申請・届出システム



※1 登録者等に変更が生じない場合は、登録情報変更の必要はありません。

※2 変更者が複数名いる場合は、お手数ですが第 2 号様式をコピーしてご使用くださいますようお願いいたします。

裏面あり

【参考】緊急時情報受電達システムとは

避難指示や避難場所の開設状況など、災害発生時の重要な情報を電話とメールでお知らせしています。対象は地区連合町内会長・自治会町内会・地域防災拠点で、自治会町内会及び地域防災拠点は3名までご登録いただけます。

- 1 主に活用が想定される場面
台風接近等により区長又は市長が区内の一部に避難指示を発令したとき等

- 2 情報伝達の流れ（例）

気象警報等による避難指示の発令

【電話の場合】

- ・各団体の登録された番号に電話します。
- ・機械による自動音声で情報をお伝えします。

【メールの場合】

- ・各団体の登録されたメールアドレスにメールします。
- ・メール本文で情報をお伝えします。

必要に応じて、区役所から各団体へ個別にご連絡します。

例：○町の一部に避難指示を発令しました。

避難を開始してください。開設避難場所は△△です。

※ 聞き逃した場合でも、情報を繰り返し聞くことが可能です。

- 3 情報発信元

● 電話番号：050-3196-3300

● メールアドレス：kanagawa-bousai@ml.city.yokohama.lg.jp

※ こちらの電話番号及びメールアドレスから情報を発信しますので、当該電話番号等からの連絡やメールを受け取れるよう、設定をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、以下担当までご連絡ください。

担当 神奈川区総務課 高倉、杉田

電話 045 - 411 - 7008

FAX 045 - 324 - 5904

神奈川県 緊急時情報受伝達システム 変更用紙

| | | |
|---------|------------|------------|
| 自治会町内会名 | | |
| 登録者名 | (旧) | (新) |
| 電話番号 | (旧) | (新) |
| メールアドレス | (旧) (フリガナ) | (新) (フリガナ) |

※メールアドレスの記入が不明確で読み取りづらい文字があるため、数字とアルファベットの記入は明確にし、メールアドレスの上にフリガナを記入してください。

(例：Gと6、VとU、Zと2、Sと5、Bと8、Dと0(ゼロ)、Iと1、bと6、qと9、l(エル)と1、oと0(ゼロ)、ハイフンとアンダーバー 等)

カナガワゼロイチクヤクシヨ
(例：kanagawa 01.kuyakusyo 等)

1 ご登録いただくユーザー情報について

- (1) 可能な限り電話番号とメールの両方の登録をお願いします。
- (2) 「固定電話」「携帯電話」どちらでも登録が可能ですが、緊急時に確実に受信できる方で登録してください。

2 個人情報について

本システムは、氏名、電話番号等の個人情報をご提供いただき登録いたします。ご提供いただいた個人情報は、災害(訓練等含む)や緊急時の情報発信にのみ使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用いたしません。

提出先 : 〒221-0824 神奈川県広台太田町3-8
神奈川県役所総務課(501番窓口)

提出方法：郵送、FAXまたは窓口へのご持参をお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にお気軽にご相談ください。

担当：神奈川県総務課 防災担当
電話 (411) 7008
FAX (324) 5904

Ｊアラート全国一斉情報伝達試験について（お知らせ）

1 防災スピーカーの概要

横浜市では、災害時における情報伝達手段のさらなる充実のため、Ｊアラートの緊急情報などを放送する「防災スピーカー」を設置しています。

※Ｊアラートとは、国民保護情報、緊急地震速報、津波情報などの緊急情報を、国から人工衛星を通じて瞬時にお伝えするシステムです。

2 設置箇所

参考資料のとおり

3 Ｊアラートの全国一斉情報伝達試験

本試験は、総務省消防庁等がＪアラートを用いて、試験情報の受信及びスピーカーの起動を確認する目的で、今年度中に４回訓練を実施する予定です。

なお、実施方法につきましては、防災スピーカーから訓練放送が流れます。

- (1) 令和 8 年 6 月 3 日（水） 11 時 00 分 予備日： 7 月 1 日（水）
- (2) 令和 8 年 8 月 26 日（水） 11 時 00 分 予備日： 9 月 9 日（水）
- (3) 令和 8 年 11 月 11 日（水） 11 時 00 分 予備日： 11 月 25 日（水）
- (4) 令和 9 年 2 月 3 日（水） 11 時 00 分 予備日： 2 月 17 日（水）

| |
|---|
| 担当：神奈川区総務課 高倉、福間、佐土原 TEL：411-7004 FAX：324-5904 |
|---|

| |
|------|
| 裏面あり |
|------|

神奈川区防災スピーカー設置箇所

| 施設名称 | 備考 |
|-----------------|-------------|
| 錦台中学校（西寺尾） | |
| 松見消防出張所（松見町） | |
| 神奈川中学校（西大口） | |
| 栗田谷中学校（栗田谷） | |
| 松本中学校（三ツ沢下町） | |
| 南神大寺小学校（神大寺） | |
| 幸ヶ谷小学校（幸ヶ谷） | 校内スピーカーから放送 |
| 神奈川小学校（東神奈川） | 校内スピーカーから放送 |
| 入江川公園（神之木町） | |
| 入江二丁目公園（入江二丁目） | |
| 新子安駅駐輪場付近（子安通） | |
| 旧七島町子供の遊び場（七島町） | |
| 浦島消防出張所（浦島町） | |
| 宝町付近（宝町） | |
| 出田町ふ頭B緑地（出田町） | |
| 神奈川区総合庁舎（広台太田町） | |
| 神奈川水再生センター（千若町） | |
| 鶴屋町交差点付近（鶴屋町） | |
| 中央卸売市場本場（山内町） | |
| 白幡小学校（白幡上町） | |
| 神橋小学校（六角橋） | |
| 斎藤分小学校（斎藤分町） | |
| 青木小学校（桐畑） | |
| 三ツ沢小学校（三ツ沢仲町） | |
| 六角橋中学校（六角橋） | |

令和8年 4月17日

自治会町内会長 各位

神奈川県交通安全対策協議会会長
(神奈川県長) 鈴木 茂久

「令和8年度はたふり誘導講習会」の開催について(依頼)

平素から、区内の交通安全対策に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

道路・交通政策局では、通学路における見守り活動をされている方を対象に、子どもの特
性や事故の特徴、はたふり誘導の方法等を説明する「はたふり誘導講習会」を開催しています。

つきましては、見守り活動(はたふり誘導)に従事されている関係者の皆様に御周知くださ
いますようお願い申し上げます。

お申込みは、「令和8年度講習会案内チラシ」にある申込フォームからお申込みください。も
し、電子申請システム以外などで申込み希望があれば、地域振興課交通安全担当まで御連絡
ください。

1 参加申込期限

令和8年6月3日(水) 17時00分まで

※ 申込多数の場合、参加人数の調整をさせていただく場合がありますので、あらか
じめ御了承ください。

担当事務取扱者

〒221-0824

神奈川県広大太田町3-8

神奈川県役所 地域振興課

担当: 須崎、松澤、段 TEL 411-7095

初めて
見守り活動をする方
(保護者・地域の方)
大歓迎!

令和8年度 はたふり誘導講習会

6月12日横浜市役所 15日・17日オンライン開催

横断旗

日時・会場

- ※ 講習内容はどの回でも同じです。
- ※ 市役所にご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

第1回【現地開催】

日時:令和8年6月12日(金)
10時30分から11時45分(受付開始:10時)
会場:横浜市役所1階 アトリウム前会議スペース
(定員:100名)

第2回【オンライン開催】

日時:令和8年6月15日(月)
10時30分から11時45分
方法:Microsoft Teamsによる配信(定員:1000名)

第3回【オンライン開催】

日時:令和8年6月17日(水)
10時30分から11時45分
方法:Microsoft Teamsによる配信(定員:1000名)

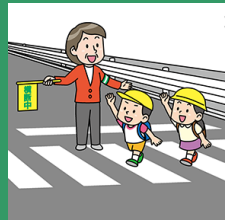
講習内容

- ・子どもの特性や事故の特徴
- ・はたふり誘導の方法・注意点
- ・はたふり誘導の実演

申込方法

申込フォーム(電子申請)から
お申込みください

申込フォームはこちら ▶



申込期限

令和8年6月3日(水) 17時まで

- ※ 応募多数の場合、申込締切よりも早く締め切る場合があります。お早めにお申込みください。

先に内容を知りたい方や当日参加できない方へのご紹介

・通学路のはたふり誘導動画を公開中!

子どもたちを安全に誘導するためのポイントや横断旗の使い方などをまとめた動画を公開しています。確認などにご活用ください。

・昨年の講習会の様子を動画にて公開中!

昨年開催した「はたふり誘導講習会」の様子をアーカイブで公開しています。見守り活動前や振り返りにお役立てください。
※今年の様子も市ウェブサイトにて後日、アーカイブ動画を公開予定です。

動画はこちら ▼



動画はこちら ▼



開催場所や視聴方法などの詳細は裏面をご確認ください

令和8年度はたふり誘導講習会 開催場所・視聴方法詳細

日時・会場

※現地・オンライン配信は同じ講習内容となります。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

第1回【現地開催】

- ・日時: 令和8年6月12日(金)
10時30分から11時45分(受付開始:10時)
- ・会場: 横浜市役所 (中区本町50-10)
1階 アトリウム前会議スペース
- ・最寄り駅: 桜木町駅(JR根岸線・市営地下鉄ブルーライン)
馬車道駅(みなとみらい線) ほか市営バス
- ・定員: 100名

・案内図



・市役所内フロア図



第2・3回【オンライン配信】 ※お手持ちのスマートフォン・パソコンから閲覧可能です

- ・日時: 令和8年6月15日(月)・6月17日(水)
10時30分から11時45分(参加可能:10時~)
- ・配信方法: Microsoft Teams(使用料無料・登録有)による配信
- ・定員: 各回1000名
- ※ 1台で複数人視聴も可能です。通信料は各自でご負担ください。

※オンライン配信の登録方法は
6月3日(水)以降に市ウェブサイトにて
お知らせします

横浜市 はたふり誘導講習会 検索

・視聴方法

STEP1(～6月3日)

申込みフォーム

上記の二次元コードから講習会参加申込をする

STEP2(～講習会前日)

市ウェブサイト

上記の二次元コードが市ウェブサイトに記載された手順でアプリやメールアドレスを登録する

STEP3(～講習会当日)

登録したメールアドレスに登録完了メールが届いたことを確認する

STEP4(講習会30分前)

メールの「イベントに参加する」からTeamアプリを開き、名前(※〇〇小学校〇人)を入力して、待機する

講習会視聴

申込締切

令和8年6月3日(水) 17時まで

- ※ 応募多数の場合、申込締切よりも早く締め切る場合がありますので、お早めにお申込みください。
- ※ 当日は災害等のやむを得ない事情によって、中止させていただく場合がございます。ご了承ください。

令和8年4月17日

神奈川県スポーツ協会
賛助会員各位

神奈川県スポーツ協会
会長 森山 明

令和8年度神奈川県スポーツ協会総会の開催について（御案内）

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素から当協会事業の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記総会を次のとおり開催いたします。

つきましては、御多忙中とは存じますが、万障お繰り合わせのうえ御出席くださいますようお願いいたします。

なお、当日の出欠についての御連絡は不要です。

- 1 日時：令和8年5月18日（月）午後7時から
- 2 会場：神奈川県役所本館5階大会議室
- 3 表彰：令和7年度横浜スポーツ普及功労賞表彰者
塚原 仁さん（神奈川県スポーツ推進委員連絡協議会）
神之田 仁さん（神奈川県野球協会）
- 4 議題：(1) 令和7年度 事業報告について
(2) 令和7年度 一般会計・特別会計決算及び会計監査報告について
(3) 令和8年度 事業計画（案）について
(4) 令和8年度 一般会計・特別会計予算（案）について

※当日は駐車場の用意はありませんので、お車での御来場は御遠慮ください。
御協力お願い申し上げます。

神奈川県スポーツ協会事務局
総会関係事務担当 学童野球連盟 中山
E-mail : atsushi11917502@gmail.com
(区事務局)
〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8
神奈川県役所地域振興課 (区) 担当：花岡、池田
TEL 411-7093 / FAX 323-2502
E-mail : kg-supokyo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 9 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 9 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、補助対象となる自治会町内会については、令和 9 年度予算確定後、その範囲内において決定させていただく予定です。

※ 公園集会所の整備を予定している団体についても、同様の申出をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

(1) 制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。

右記、二次元バーコードよりアクセスください。



(2) 整備の種類、補助率、補助限度額

| 整備の種類 | 補助率 | 補助限度額 |
|-----------------|--------|--------------------------------------|
| 新築・購入 | 2 分の 1 | 125,000 円/m ² かつ 1,500 万円 |
| 特殊基礎 工事費 | 2 分の 1 | 300 万円 |
| エレベーター 設置工事費 | 2 分の 1 | 300 万円 |
| 増築 | 2 分の 1 | 630 万円 |
| 耐震補強工事 | 2 分の 1 | 380 万円 |
| 修繕 | 2 分の 1 | 250 万円 |

4 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】令和8年7月6日（月）

5 今後のスケジュール

① 令和8年7月6日（月）

事前申出の申込期限

（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）

② 令和9年3月末頃

令和9年度予算の確定後、予算枠の範囲内において、補助申請の受付対象となる自治会町内会を決定します。

③ 令和9年4月以降

補助対象となった自治会町内会におかれましては、随時、補助申請書等の提出をお願いします。

6 その他

(1)風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

(2)公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

(3)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 大内（康）

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和8年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

<お問い合わせ先：区役所地域振興課>

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。(修繕を除く)

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している(事業者は建設業の許可が必要です。(※2))
- (9) **補助対象経費が100万円以上の整備である**

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店(又は主たる事務所)の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

| 整備の種類 | 補助率 | 補助限度額 | 内容 |
|-------------|------|------------------------------------|--|
| 新築・購入 | 2分の1 | 1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円 | 新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること |
| 特殊基礎工事費 | 2分の1 | 300万円 | 地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事 |
| エレベーター設置工事費 | 2分の1 | 300万円 | エレベーター設置に伴う工事費 |
| 増築 | 2分の1 | 630万円 | 既にある建物の床面積を増加させる工事 |
| 耐震補強工事 | 2分の1 | 380万円 | 耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断 |
| 修繕 | 2分の1 | 250万円 | 既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事(機器及び器具の購入のみは含まない) ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。 |

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和9年度の会館整備については、令和8年7月6日(月)までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。
- (2) 予算の範囲内で、整備の種類や築年数などを勘案し、対象となる自治会町内会を決定する予定です(事前申出いただいても対象とならない場合があります)。

【予算割当の優先順位の考え方】

- ・昭和56年以前の旧耐震基準の会館の建替えや耐震補強工事を優先します。
- ・築年数の古い会館を優先します。

- (3) 横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (4) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (5) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。 ※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員のお個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

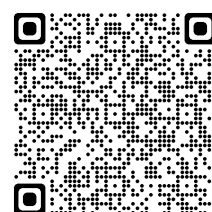
| 区役所 | 電話番号 | 区役所 | 電話番号 |
|------------|----------|----------|----------|
| 鶴見区地域振興課 | 510-1687 | 金沢区地域振興課 | 788-7801 |
| 神奈川区地域振興課 | 411-7086 | 港北区地域振興課 | 540-2234 |
| 西区地域振興課 | 320-8386 | 緑区地域振興課 | 930-2232 |
| 中区地域振興課 | 224-8131 | 青葉区地域振興課 | 978-2291 |
| 南区地域振興課 | 341-1235 | 都筑区地域振興課 | 948-2231 |
| 港南区地域振興課 | 847-8391 | 戸塚区地域振興課 | 866-8412 |
| 保土ヶ谷区地域振興課 | 334-6302 | 栄区地域振興課 | 894-8391 |
| 旭区地域振興課 | 954-6091 | 泉区地域振興課 | 800-2391 |
| 磯子区地域振興課 | 750-2391 | 瀬谷区地域振興課 | 367-5691 |

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

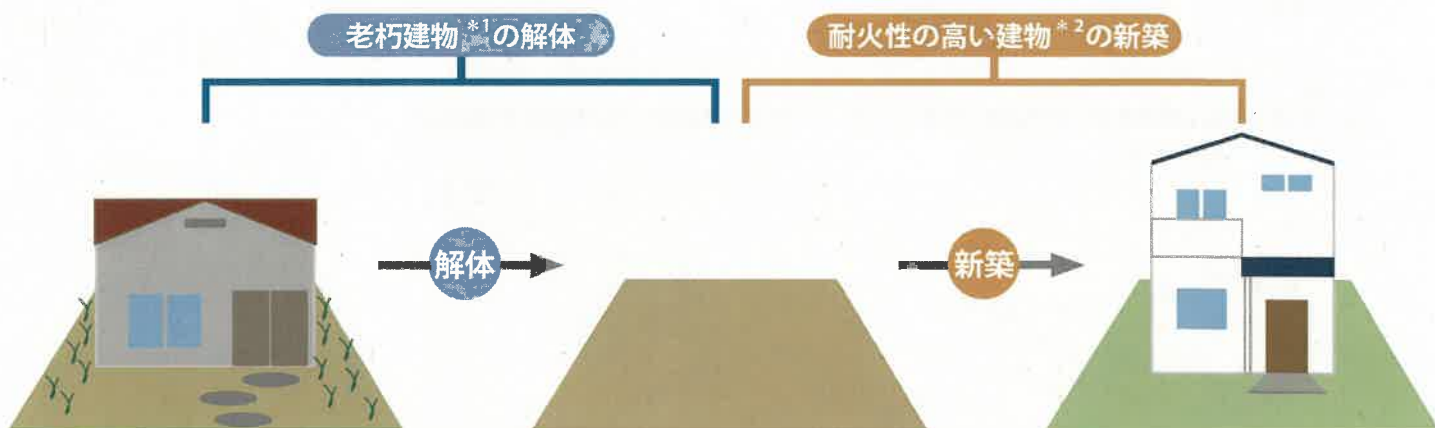
検索



建築物不燃化推進事業補助

老朽建物の解体工事や 耐火性の高い建物の新築工事に それぞれ最大**150万円**まで補助します。

補助対象地区は裏面を参照ください。



- *1 老朽建物 ⇒ 昭和56年5月31日以前に建てられた建物等
- *2 耐火性の高い建物 ⇒ 建築基準法で規定する耐火建築物や準耐火建築物など、建物内外の火から一定時間耐える性能がある建物

補助の対象

| 補助種別 | | 老朽建物の解体 | 耐火性の高い建物の新築 ^{*3} |
|---------------------|---------------------|--|--|
| 補助率 | 重点対策地域 (不燃化推進地域) | 3/4 | 3/4 |
| | 上記以外の補助 対象地区 | 2/3 | 2/3 |
| 補助上限額 ^{*4} | | 150万円 | 150万円 |
| 主な補助要件 | | ① 市内事業者への発注 ② 個人、自治会町内会、中小企業者等 ^{*5} の所有 ③ 市税の滞納がないこと ④ 過去10年以内に横浜市の補助金等を受けていないこと | ① 感震ブレーカーの設置 ② 市内事業者への発注 (重点対策地域(不燃化推進地域)の場合は除く) ③ 個人、自治会町内会、中小企業者等 ^{*5} の所有 ④ 市税の滞納がないこと |

- *3 建築基準関係規定により耐火性能強化が義務づけられるもの(例:準防火地域における木造3階建の戸建住宅の新築など)や都市計画道路区域内の建築物の部分を除きます。
- *4 延べ面積による上限金額があります。
- *5 原則として、宅地建物取引業者が不動産の売買又は交換を目的として解体・新築するものを除きます。ただし、建替困難地(西区西戸部町1丁目・3丁目、中区山元町1丁目・2丁目)に該当する場合は、別途取扱いがあります。

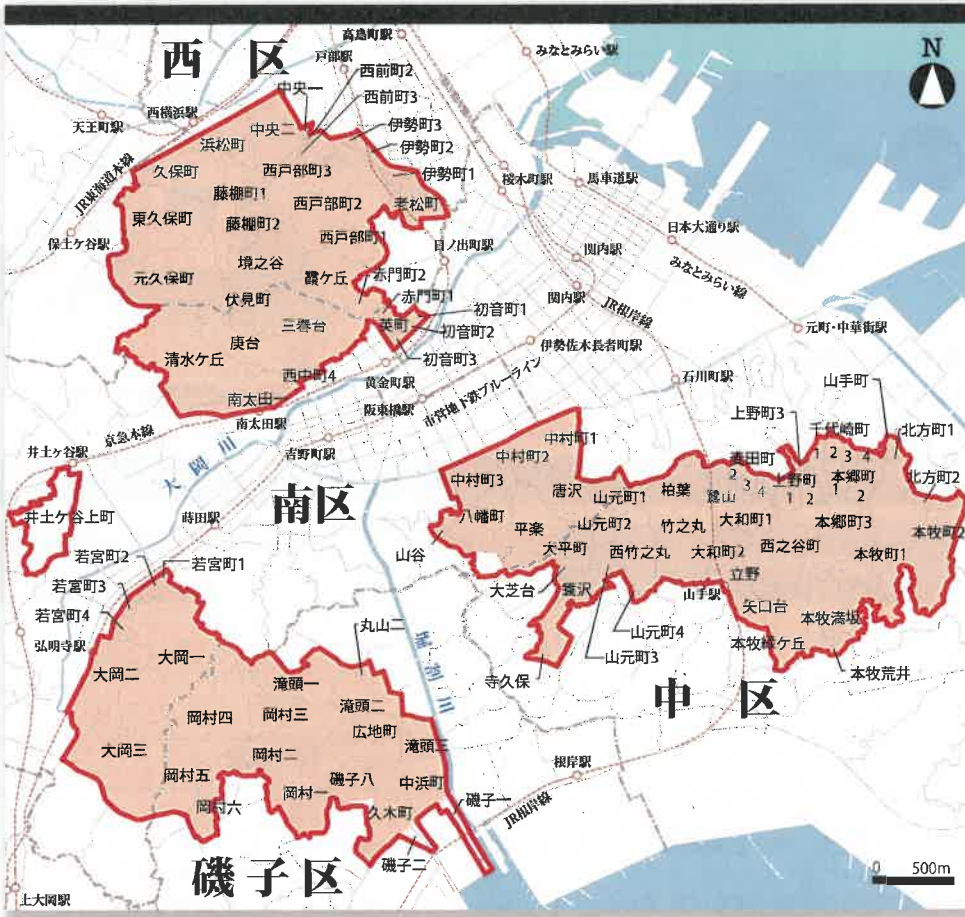
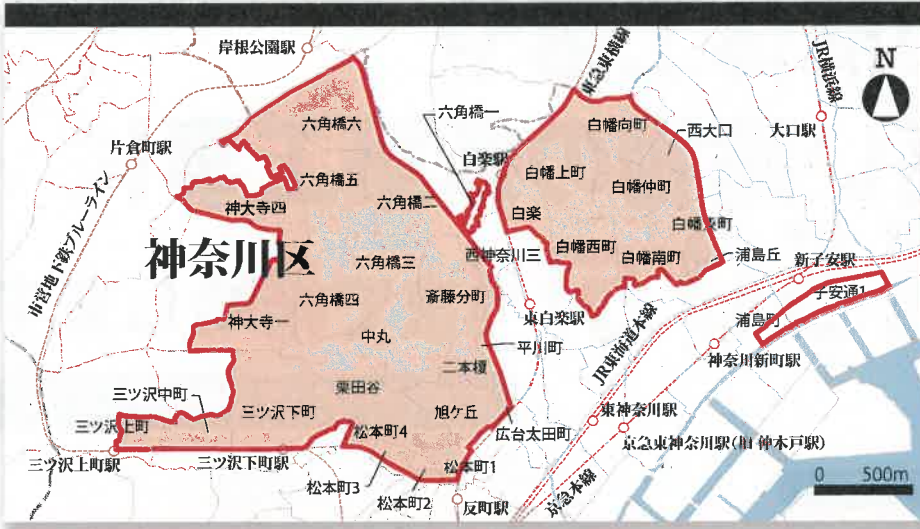
詳しい条件は裏面お問合せ先まで

補助対象地区

(注) 下記は概ねの位置を示したものです。詳しい範囲については別途お問い合わせください。

凡例

- 補助対象地区
- 重点対策地域（不燃化推進地域）



お問い合わせ
横浜市都市整備局 防災まちづくり推進課
 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎22階
 電話：045-671-3595 F A X：045-663-5225

より詳しい内容は、横浜市のホームページをご覧ください。

横浜市 まちの不燃化

検索

令和8年4月発行

令和8年4月17日

各位

神奈川県民まつり実行委員会
委員長 岐部 文明

8年度区民まつり出店優先団体の照会について（依頼）

平素より区民まつり運営にご協力いただき、ありがとうございます。

3月に開催した区民まつり実行委員会にて決定のとおり、8年度区民まつりの出店にあたっては、下記【参考】に記載の優先区分を設けることとなりました。

また、現在、出店部会にて事前に出店可能団体を確定したうえで、残り枠を公募とするか否かの検討を進めているところです。

つきましては、優先団体に該当する団体数の把握に向け、各地区連合及び自治会町内会において出店意向確認をお願いいたします。内容は下記のとおりです。

■ 回答期限

5月12日（火）までにご回答いただけますようお願いいたします。

■ 回答方法

メール（kg-matsuri@city.yokohama.lg.jp）もしくはFAX（045-323-2502）

【参考】8年度神奈川県民まつり概要

- 日時：令和8年10月11日（日）10時～15時30分
- 会場：反町公園

【参考】優先区分

※原則、1団体につき2ブースまでの申込みが上限。

| 区分 | 内容 |
|--|--|
| A. 運営協力団体 (旧 実行委員会所属団体、協賛団体、招待、行政枠) | 連合自治会など実行委員会構成団体／行政機関（区・消防・警察等）／協賛団体（スポンサー）／主催者の招待団体 |
| B. 行政連携団体 (区役所事業と連携する団体) (旧 神奈川県関連団体枠、福祉団体枠) | 区役所の地域施策（福祉・防災・防犯・交通安全・子育て・環境等）と継続的に連携し、公共的活動を行う団体。/区商連、商工会議所北部支部の区内事業者、工業会等 |
| C. 単位町内会枠 (173単会) | 全173単会（未連合含む）のうち出店希望がある自治会町内会。 |

担当：神奈川県役所地域振興課 狩野、若尾
住所：〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8
電話：045-411-7087
FAX：045-323-2502

出店団体に関する回答様式（連合・自治会町内会用）

自治会名：
担当者名（電話番号）：（ ）

1 出店を希望する自治会町内会名

2 出店希望ブース数（現時点での検討状況で構いません）

※原則、1団体につき2ブースまでの申込みが上限。

| |
|---|
| 担 当： 神奈川区役所地域振興課 狩野、若尾 住 所：〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 電 話：045-411-7087 FAX：045-323-2502 |
|---|